

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年6月15日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男 議員 遠藤 実
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 勝村 晃夫

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎

次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也
財政課長 大内 正輝 総務部長 玉川 一雄
市民生活部長 平野 敦史 防災課 石井 宇史
防災課長補佐 疋田 克彦 市民協働課長 秋山 光広
市民協働課長補佐 山田 明 保健福祉部長 生田目奈若子
社会福祉課長 高安 正紀 社会福祉課長補佐 坂本 武志
産業部長 浅野 和好 商工観光課長 岡本 哲也
商工観光課長補佐 水野 泰男
インターチェンジ周辺開発推進室 橋本 芳彦
建設部長 今瀬 博之 都市計画課長 今野 貴元
都市計画課長補佐 金田 尚樹 開発指導室長 黒川 耕二
上下水道部長 渡邊 勝巳 水道課長 矢崎 忠
水道課長補佐 小野瀬義宏 教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 猪野 嘉彦 学校教育課長補佐 生田目綾子
学校給食センター長 梅原 雅美 生涯学習課長 綿引 勝也

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
 - ・議案等の追加について
 - ・令和5年第3回定例会について
 - …委員長報告のとおりとする
- (2) 追加議案等について
 - ・議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）
 - …執行部より説明あり
- (3) 学校給食への危険異物の混入について
 - …執行部より説明あり
- (4) 那珂市スポーツ協会及び那珂市文化協会の自立化について
 - …執行部より説明あり
- (5) 那珂 I C 周辺地域に係る産業用地開発の可能性について
 - …執行部より説明あり
- (6) 複合型交流拠点施設「道の駅」整備における管理運営体制の構築に向けた参画企業の選定方針について
 - …執行部より説明あり
- (7) 令和5年度那珂市防災訓練について
 - …執行部より説明あり
- (8) 気体廃棄物の放出状況について
 - …執行部より説明あり
- (9) その他
 - ・委員長報告の訂正について
 - ・議員と語ろう会のポスター配布について
 - ・横手市議会訪問について
 - ・7月の全員協議会開催日について
 - …事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、全員協議会のほうを開催させていただきます。

本日は、3密をできるだけ避けるために机の間隔を開けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めておはようございます。

全員協議会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は会議事件が、その他を含めて9件ということで、慎重な中にもスムーズなご審議をいただきたいと思ひますし、また梅雨に入りまして、少し湿気が高くなつてきていますので、体調管理には十分注意していただきたいと思ひます。

それでは、挨拶は以上とさせていただきます。

事務局 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は勝村議員であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席をしておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

本定例会では、提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして連日慎重なご審議を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となりますが、去る5月31日、第四中学校に提供した学校給食において、金属片が混入するという事故がございました。また、昨日14日には、菅谷小学校に提供した学校給食において金属ばねが混入するという事故がございました。どちらの事故につきましても、幸いにも生徒や教職員にけがはありませんでしたが、事案の重要性を鑑みて全保護者及び市議会議員の皆様へ緊急にご連絡を、そして報道機関への情報提供を行いました。

度重なる事故に関しまして議員の皆様にはご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

学校給食の提供につきましては、日頃から安全確認の徹底と作業手順の遵守に努めてきたところでございますが、このたびの一連の事故を受けまして改めて緊張感を持ち、再発防止に取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願ひを申し上げます。

なお、事故の詳細につきましては、この後、担当からご説明を申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、追加議案となる令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）をはじめ、全7件につきましてご説明をさせていただきます。ご

協議のほどよろしくお願いを申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願います。
議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和5年第3回定例会会期日程（案）についてであります。執行部から議案1件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して、採決を行うことに決定をいたしました。

令和5年第3回定例会の会期日程（案）は、文書システムサイドブック스에掲載のとおり決定をいたしました。

また、執行部より、議案番号の訂正について依頼がありました。議案番号については、正誤表のとおりにすることに決定をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いたします。

総務部長より、議案番号の修正ということで発言があります。

総務部長 総務部長の玉川です。発言の許しをいただきありがとうございます。

着座にて失礼いたします。

先ほど、古川委員長よりご報告がありました議案書の議案番号の件につきましては、改めて訂正のほうをお願いしたいと存じます。

議案番号の正誤表のほうをご覧願います。

令和5年第2回定例会に提出させていただきました議案でございますが、議案番号をご覧の表のとおり訂正をさせていただきます。

訂正の理由でございますが、第1回定例会の議案番号との重複によるものでございます。

なお、サイドブックス内にある議案書データにつきましては、この後、訂正したものに更新をさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

議長 続きまして、議会事務局長。

事務局長 ただいまの総務部長のほうで説明がありました議案番号の修正ですけれども、こちらにつきまして議会事務局としましても議案等をサイドブック스에登載する際にチェックする必要があったかと思えます。そちらのほうは抜けてしまいました。

今後につきましては、こちらの確認の徹底をしてから登載してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

議長 暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）について、執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第39号をご覧ください。

議案第39号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億318万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億1,612万2,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億9,660万1,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金657万9,000円。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費59万円、7目コミュニティ費99万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億9,678万3,000円。

7ページをお願いいたします。

7ページの中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費8,572万円。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費108万9,000円。

8ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費1,800万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、補正予算の主な内容である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を説明願います。

政策企画課長 政策企画課です。よろしく願いいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した実施事業についてをご説明いたします。

全員協議会資料をご覧ください。

1の概要ですが、この交付金はエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とし、地方公共団体が地域の実情に合わせた必要な支援を一層強化するために電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が、今年の3月の末に増額措置をされました。

物価高騰の経済情勢が続く中、低所得の方々の生活を守るため、低所得者支援枠が創設され、低所得者の支援が強化されました。これに伴い市では、低所得者支援枠及び国が示す推奨事業メニューを活用しまして支援事業を実施するものでございます。

2の補正予算額ですが、低所得者支援枠が1億6,801万4,000円、国の推奨事業メニューが1億2,858万7,000円で、合計では2億9,660万1,000円となっております。

次の3、交付金対象事業につきましては、各担当課からご説明をいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の高安です。事業内容についてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

3の交付金対象事業低所得者支援枠をご覧ください。

事業名、住民税非課税世帯重点支援給付事業になります。こちらにつきましては電力・ガス・食料品等の価格高騰により特に影響を受けている低所得者世帯に対する支援事業となります。

対象者につきましては、令和5年6月1日を基準日といたしまして、那珂市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯になります。これまでに支給してきました給付金等と同じように、対象者等をプッシュ型及び申請型を採用して、支給のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

支給額につきましては、1世帯当たり3万円となります。

支給時期につきましては財源確保後、7月下旬以降を想定しています。

提出期限につきましては、令和5年11月30日を予定しております。

住民税非課税世帯重点支援給付事業の説明については以上になります。

都市計画課長 都市計画課長の今野です。

ページが変わります。国が示す推奨事業メニューに移ります。

1番目の段です。交通事業者等支援事業について説明します。

この事業は、原油価格の高騰により、交通事業者が負担する燃料費が増えた分について、その一部を助成し、公共交通の維持確保を図ることを目的としています。事業費は59万円です。市内に事業所を有するタクシー事業者、または市内の一般道を運行する路線バス事業者に対する助成金を計上しており、その金額は燃料価格や走行距離から算出しています。

タクシー事業者への助成額は、16台分の合計が32万8,000円です。内訳は、ガソリン車が1台あたり1万9,000円掛ける13台分、LPG車が1台あたり2万7,000円掛ける3台分となっています。バス事業者への助成額は、2路線分の合計が26万2,000円です。内訳は、上菅谷太田線が11万7,000円、木倉水農線が14万5,000円となっています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。よろしくお願いいたします。

同じページの市民自治組織電力等価格高騰緊急支援事業について、市民協働課分としてご説明いたします。

エネルギー価格高騰対策支援の枠から、市民自治組織電力等価格高騰緊急支援事業といたしまして、自治会が管理する防犯灯のうち蛍光灯を使用している防犯灯1灯当たり、東京電力電気料単価公衆街路灯の令和5年6月前と6月からの料金の差額に、6月から令和6年3月までの10か月分を乗じた額1,800円を支援するものです。事業費は24自治会で554灯に対し99万8,000円になります。

説明は以上になります。

社会福祉課長 社会福祉課長です。

続きまして、住民税均等割のみ課税世帯重点支給給付事業についてご説明させていただきます。3段目になります。

こちらの事業につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰により特に影響を受けている低所得世帯に対する支援事業となります。

対象者につきましては、令和5年6月1日、先ほども申し上げましたがこれを基準日といたしまして、那珂市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税が均等割のみの課税、または均等割のみ課税者と非課税者と構成される世帯、単身世帯も含む形になりますが、で構成された世帯で、住民税非課税世帯重点支援給付金の受給していない世帯となっております。こちらについてもこれまで支給してきました給付事業と同じように対象者のほうをピックアップいたしまして、プッシュ型及び申請型を採用して支給のほうをしております。

支給額につきましては、1世帯当たり2万円となります。

支給時期につきましては、住民税非課税重点支援給付金を対象世帯に支給後、速やかに開始することを想定しております。

提出期限につきましては、令和6年1月31日を予定しております。

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付事業の説明については、以上になります。よろしくお願いいたします。

水道課長 水道課長、矢崎です。よろしくお願いいたします。

水道課における事業になります。事業名、水道事業会計補助事業。事業費8,572万円。

事業内容になります。市内で水道を使用している世帯及び事業者に対し、水道料金の基

本料金と量水器使用料を2か月間減免するものです。

対象者になります。市内で水道を使用している全世帯及び事業者になります。ただし、公共施設は除きます。減免件数としましては2万2,287件、内訳としましては一般世帯が2万949件、事業者1,338件であります。

減免期間になります。令和5年8月と9月の使用分になります。

以上になります。よろしく申し上げます。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。よろしくお願いいたします。

資料が一番下の段になります。

学校給食材料費高騰対策事業をご説明いたします。

事業費は1,800万円になります。この事業により学校給食の質を維持しつつ、家庭の負担軽減を図るため、主食、野菜、冷凍食品など学校給食の食材費の物価高騰による値上がり見込額について、この交付金を活用し、市が負担するものでございます。

説明は以上です。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

古川議員 学校給食センターの最後にご説明いただいた部分についてちょっと確認させていただきます。

食材費が値上がりをしているから、その分を市が負担するということですか。それとも質を高めるということですか、市がお金を出して。

学校教育課長 学校教育課です。

食材費の値上がりに対応した分、こちらのほうを今回事業として考えてございます。

以上です。

古川議員 分かりました。ということは、何か質を維持しとあるから、質を維持して値上がりした分を市が補填するということですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、この中で減免期間なんですけど、これがものによっては、例えば市民協働課のものは今年度いっぱいまでの分を計算して、計上するよとなつて、今回の補正で組むわけですね。水道課の場合は、8月から9月分の部分を今回の補正で組むということですよ。

例えば、そのほか分からないのですけれども、例えば今の学校給食であれば何月分までのものを今回の補正で組むのか、あとそれ以外だと、例えば都市計画課の交通事業はこれ差額を燃料費の、高騰の部分の差額なんだろうけど、どれぐらい分の減免期間を見込んでいるのか、これが都市計画課と、社会福祉課は一時金で分かりませんが、給食センターのこの減免期間をちょっと確認したいのですがどうでしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

今回の事業につきましては、令和5年度中の値上がり分について対応することとしておりますので、令和5年度1年間でございます。

以上です。

都市計画課長 都市計画課です。

1年間の年間走行距離から算出しております。1年分としております。よろしくお願ひします。

遠藤議員 そうなると、これは遡及措置なのか、今後のものなのかというのはどんな感じですか。令和5年度中ということであれば、4月から運用は開始しているわけですが、4月あたりからもう当然高騰が始まっている。負担が増していったのが4月、5月、今もそうですが、今回補正予算で可決することによって、今後この負担分のものを見込んでいいのか、いや既に4月から圧迫されている部分まで今回で賄う考えなのかというのを聞きたいんですね。

学校教育課長 学校教育課です。

今回の補正予算では、給食センター運営事業の賄材料費の増額でございます。したがって、今後、増額した場合、当初予算では不足する部分についてこの交付金を活用して対応することを予定しています。

以上です。

都市計画課長 都市計画課です。

算出に当たりましては、根拠としてR4年度の価格、それからR4年度の年間走行距離を使用して算出をしております。以上です。

遠藤議員 ということは、4月から遡及して、4月から負担、増えた分まで今回に見込むよという考えで2つともいいんですか。

都市計画課長 はい、おっしゃるとおりです。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

遠藤議員 分かりました。

あともう一点だけ確認させてください。市民協働課のほうで、対象は24自治会ですけれども、残りの43自治会かな、これいわゆるLED以外のものということだと思いますけれども、それ以外の自治会は全てLEDに変わっているから、もう今回は24自治会でいいということなんですか。

市民協働課長 はい、そのとおりでございます。

議長 ほかにございますか。

花島議員 幾つか質問があります。

まず、住民税非課税世帯、それから住民税均等割のみ課税世帯に対するそれぞれの支援事業がかなり離れた位置に書いてあるんですけども、何でですか。

社会福祉課長 こちらにつきましては、メニューのほうがといたしますか、制度のほうが異なっ

ている部分でございまして、1つは低所得世帯支援枠というメニューのほうと、それからもう一つ、推奨事業メニューというふうな形で分かれているものですから、その状況で表のほうで離れた形になっている形でございます。

以上になります。

花島議員 はい、離れている事情は分かりました。

前から思っているんですけども、こういう課税基準で幾ら以下だったら出る、それ以上だったら出ないみたいなのがぱさっとあって、しかもその差が3万円、この場合は、今回は3万円、2万円、それからゼロという3段階になったんで、昔よりは少し滑らかになっていいかなと思っているんです。

何でこんなことを言うかという、国なり地方公共団体の中でいろいろあるのは、表になっていてかなり段階が粗いのが多いんですよ。そうすると、例えばこれここで今非課税だったらいいけれども、もうちょっと稼いで課税なっちゃったらむしろ損するみたいなことが生じるんですよ。ただ、この件は一時のことですから、それほどじゃないんですけども、なるべくそういうふうな市民が余計なことを考えないでいいような制度を常に心がけてほしいと思っています。

この緊急時の今の異常な事態で今まで何度も続いています、最初の頃はどういうふう支援していいか分からないから、大ざっぱになるのはしょうがないと思いますけれども、何度も重なっていますから、今回みたいに、あるいはもっとより細かく支援できるような方法を今後も考えていただきたいと思います。

それから、次の質問いいですかね。給食費食料費、遠藤議員からも質問ありましたが、これは要するに見込みで措置するということですよ。ですから、これで余ったり足りなかったりしたら、余った場合はそのままいいんですけども、足りなかった場合はまた別途考えるということかと思っていますが、それでよろしいのでしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

現時点の見込み額を過大に見込むことも困難ですので、こちらの見積額につきましては、現時点で令和4年度から令和5年度への上昇につきまして把握した分、それと過去からの上昇に応じて見込まれる額、そちらを算出しております。

今後につきましては、確かに議員おっしゃるように今後の課題ではございますが、不足する状況になった際、対応できるようあらかじめ検討を進めてまいりたいと思います。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。

笹島議員 ちょっと聞きたいんですけども、これ低所得者支援枠と推奨事業というのは、国からの地方交付金で賄うと思うんですけども、この水道のほうは、これはどの部分から賄う形になるのかな。

水道課長 水道課です。

水道課の分になりますが、国が推奨する推奨事業メニューになりまして、新型コロナ臨

時交付金事業になります。よろしくお願ひします。

笹島議員 そうしたら、臨時交付金の中の推奨事業メニューの中に入っているわけですか、これ。

水道課長 はい、そのとおりです。

笹島議員 これ、そうすると全世帯2か月分ですよ。国でそういうふうな指示になっているわけですか。

水道課長 前は4か月減免になりましたが、今回の補助、その枠の中で財政課と政策企画課と協議した中で今回は2か月分ということになりましたので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

笹島議員 理解はしているんですけども、これは国のほうで推奨しているわけですか、この水道というのは。

政策企画課長 お答えいたします。

国のほうの推奨事業メニューで出されているもので、具体的に水道料金の減免をしてくださいという内容ではなくて、あくまで市町村の実情に合った形で、公平な形で支援ができるようなことで市独自でメニューを考えるということで、今回、その生活者支援の一つとしての事業を制度設計したというものでございます。

笹島議員 俺もそう思ったんだ。何かおかしいなと思って、これだけ突出して国がこういうことをやると思えないんですけども、今言っていた何で水道料金のほうだけ2か月間だけ、全世帯ですよ、そうなったのかちょっと教えてくださいませんか。

政策企画課長 今回の生活者支援の部分については、昨年度も水道料金の減免ということで、昨年度は4か月分、2検針分ということで実施させていただきました。今年度につきましては、予算の都合もございまして、限りある財源の中で市民の方に、また事業者の方にどれだけ支援ができるかということで、早急に対応するというところも鑑みまして、今回は水道料金の減免ということで制度設計はさせていただいたというところでございます。

笹島議員 これからです、諸物価が高騰し始まるのは。その中で水道料金というのは非常にありがたいと思うんですけども、これ長くなければ何の意味もないと思うんですけども、たった2か月間だけで、また戻るわけでしょう。だから、何か頭使った何かやり方がなかったのかなという、1年間、令和5年ですよ。来年度はどうなるか分からないけれども、今株も上がっているし、アメリカのほうの諸物価も下がってきているというこういう事態に変わっているわけで、来年はそれが下がるかもしれないけれども、もうちょっと長くやって、たった2か月で、あれは終わってしまったのというそういう感じになるんですけども、何か考えがあったんですか。

企画部長 ご意見ありがとうございます。まず、財源がございまして。今の全員協議会の資料の中段のところに書いてあるんですけども、一応交付予定額ということで低所得者の支

援枠のほうについては3万円給付するについては1億6,800万円、それ以外の推奨メニューというのがあります。できるだけ、市民の方に物価高騰の影響を受けている方、困っている方に広く支援をしましょうというのがその支援メニューです。その支援メニューの財源が1億2,800万円ということでございますので、その枠の中でいかに広く市民の方に支援をできるかということで考えたのが今回の交通事業者であるとか、自治会の蛍光灯であるとか、あとは均等割の非課税の方、水道料金と学校給食ということでメニューを選定した、その財源の中で選定、広く住民の方、市民の方にできるだけその支援ができるような形で検討したというのが今回の支援メニューということでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

笹島議員 限られた財源ということでよく理解しました。願わくば、1年間くらいやってほしかったんですけども、無理ですもんね。はい、分かりました。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時までとなりますのでご承知おき願います。

暫時休憩します。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時39分）

議長 再開いたします。

続きまして、学校給食への危険異物の混入について執行部より説明願います。

教育長 改めておわびのご挨拶をさせていただいた後で、ご報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど、市長からも挨拶の中でありましたけれども、このたび第四中学校、そして菅谷小学校におきまして給食への危険物の異物混入が発生しましたこと、このことにつきましては多くの皆様方にご心配をおかけしましたことを深く改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

ひたちなか保健所からの立入検査、それから調理機器メーカーの調査点検によりましては、異常が発見されておりません、2件ともに。ただ、原因がこれだというその究明にまでは至っていないというのが現状でございます。

今後も再発防止に取り組むとともに、引き続き安全・安心な給食の提供に努めてまいりますので、皆様方におかれましては引き続きご理解とご支援をお願い申し上げます。

この後、課長より報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。ほか3名が出席しております。よろしく願います。

します。

それでは、全員協議会資料、学校給食への危険異物の混入についてをご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

5月31日に提供した学校給食について、わかすぎ学園第四中学校、7年1組において金属が混入する事故が発生いたしました。事案の概要についてご報告いたします。

説明に入る前に、本日は資料として混入した金属片の画像を添付してごきます。

3ページをご覧ください。

上の写真が当日の献立、下の写真が金属片の画像でございます。ご覧のとおり、縦横1センチ、厚さ3ミリのアルファベットのCのような形状でございます。

ご確認くださいませしたら、1ページ、冒頭にお戻りください。

改めて資料に沿いましてご説明いたします。

1、事故の概要です。

中学校の献立として提供した豚キムチ丼の食缶の中に具材の上に乗った状態で金属片が混入いたしました。配食前に気がついたため、けがはなく、またほかの学校での混入はございませんでした。

ひたちなか保健所及び調理器具の製造販売事業者である日本調理機株式会社の立入検査により、調理場内の安全が確認されたことから、翌日以降の給食提供を実施してごきます。

2、事故対応の経過です。

あらかじめ申し上げます。今回の事故対応につきましては、危機管理マニュアルに基づかない対応がございました。後ほど、改めてご説明いたしますが、時系列の中でも対応の不備につきまして触れてまいりますのでよろしくお願いいたします。

時系列に沿って、主要な部分を申し上げます。

5月31日水曜日、事案発生の当日でございます。

12時35分に生徒が異物を発見し、担任から学校長へ報告があり、10分後の12時45分に給食センターへ。続いて、12時50分に学校教育課へと順次報告が入りました。

13時30分、給食センターにおいて金属片を回収してごきます。同時刻に学校教育課において他校で同様の混入がなかったか、状況確認を行い、13時40分にひたちなか保健所へ、14時に市三役及び正副議長へ、14時15分に県の教育委員会へとそれぞれ事案発生を報告いたしました。

ただいま申し上げた他校への状況確認のほか、関係者への第一報は事案発生後、速やかに行うべきものですが、1時間後となってしまいました。

15時10分、保健所が立入調査を開始し、17時30分、調査の結果、調理器具や工程に問題はなく、豚キムチ丼を調理した器具は使わないことで給食の提供は可能との判断をいただきました。

17時50分、保健所が第四中学校の現地調査を開始し、教職員から聞き取りを行いました。19時に全保護者へ、19時30分に議員の皆様へ、それぞれメールにより事故の発生を報告いたしました。

翌6月1日木曜日は、県政記者クラブへの情報提供と成分検査のため検査センターへ金属片の提供を行いました。また、日本調理機による調理器具の点検の結果、異常はなく、保健所からも翌日の調理場内の全ての器具を使用してよいとの判断をいただきました。

次のページをお願いいたします。

6月5日月曜日には、金属片の成分調査の結果が出ました。しかしながら、金属片はステンレスであるということは分かりましたが、様々な製品に使用されている金属であるため、破損元を特定できるような情報は得られませんでした。

以上が事故発生から3日間の時系列になります。

3、原因の特定についてです。

原因として特定すべきことは2つございます。1つは何の金属片なのか、もう1つはどのように混入したかでございます。

まず1つ目ですが、今回の豚キムチの材料につきましては、納入時、調理時、それぞれの過程で混入防止の対応を実施してございました。1つ目は、納入加工業者における金属探知機による確認でございます。2つ目は、給食センター職員が納品された食材を触感や目視で確認をしてございます。3つ目として、調理の作業中及び調理した豚キムチを食缶に入れ、蓋を閉める際、こちらには目視で異物の混入がないか確認をしてございます。

2つ目です。ひたちなか保健所からは次のような見解をいただいております。調理場内の器具にも第四中における対応にも異常はなく、成分検査の結果も踏まえると今回の原因の特定は難しいのではないかとということでございました。

3つ目です。これらのことを踏まえますと、私も教育委員会としましても異物の特定及び混入の原因は、現時点では難しいのではないかと認識してございます。ただし、保健所による納入事業者への立入調査が継続しておりますので、今後何かしら特定につながるものがないか経過を注視してまいりたいと考えてございます。

4、学校給食における危機管理マニュアルとの不整合についてでございます。

教育委員会では、学校給食における異物混入の未然防止と混入事故が発生した場合の対応につきまして、危機管理マニュアルを作成してございます。しかしながら、先ほど時系列の中でもご説明したとおり、今回の事故対応におきましては、マニュアルとの不整合が生じました。

1つ目です。生命に危険を及ぼす金属等の危険物を発見した場合は、学校においては直ちに喫食を停止。学校長が校内への周知及びセンターへの連絡を行うこととなっているところ、金属を取り除いて喫食させ、校内周知を行いませんでした。また、センターま

での電話連絡まで10分間を要しました。

2つ目です。センターは学校教育課と連携し、全学校の異物混入の状況を確認すべきところ、確認が1時間後となりました。

3つ目です。センターから保健所へ、学校教育課から関係者、関係機関へ速やかに報告すべきところを、これも発生から1時間以上遅延いたしました。

5、再発防止のための対応でございます。今回の事故におきましては、危機管理マニュアルに基づかない対応があったことから、マニュアルの理解、遵守、こちらを学校教育課、給食センター、学校においてそれぞれ徹底いたします。また、センターにおいては食材の検収、調理、検食の各工程において、学校においてはコンテナの到着から配食に至る各過程において安全管理の徹底により異物混入の未然防止を図ることといたします。また、今回の対応の不整合を踏まえ、より実効性のあるマニュアルに改訂を行ってまいります。

以上が5月31日の異物混入の説明になります。

続きまして、6月14日に提供した学校給食の説明に移りたいと思います。

4ページをご覧ください。

6月14日に提供した学校給食について、わかすぎ学園菅谷小学校6年1組において金属が混入する事故が発生いたしましたので、事案の概要について併せてご報告いたします。

こちらにも画像を添付してございます。

6ページをご覧ください。

上が献立、下が金属の画像でございます。ご覧のとおり、長さ1センチ、幅4ミリのばねのような形状をした金属でございます。

ご確認いただければ、4ページにお戻りください。

資料に沿ってご説明いたします。

1、事故の概要です。

小学校の献立として提供したジャガイモのそぼろ煮に金属が混入し、喫食中の児童が食器の中に発見いたしました。口に入れておらず、けがはなく、またほかの学校での混入はございませんでした。

ひたちなか保健所及び日本調理機の立入調査により、調理場の安全が昨日確認されたことから、本日15日の給食提供を実施してございます。

2、事故対応の経過でございます。こちらにも時系列に沿って、主要な部分を申し上げます。

6月14日水曜日、事案発生の当日でございます。12時48分に、児童が異物を発見し、担任は喫食を停止させた上で、学校長へ報告があり、11分後の12時59分に給食センターへ、続いて、13時に給食センターから学校教育課へと順次報告が上がりました。また、

同時にセンターから保健所に報告を行うとともに他校で同様の混入がなかったか、状況確認を開始いたしました。

13時15分に、市長、議長、県の教育委員会へとそれぞれ事案発生を報告いたしました。13時31分、センターにおいて菅谷小学校から金属を回収してございます。

14時23分、保健所が立入調査を開始し、15時46分、調査の結果調理器具や工程に問題はなく、そばろ煮を調理した器具は使わないことで給食の提供は可能との判断をいただきました。

15時44分、保健所が同時並行的に菅谷小の現地調査を開始し、16時37分、調査の結果、コンテナ到着から教室に至る経路上に異常がないことをご確認いただきました。

17時35分、日本調理機による調理器具の点検の結果、異常はなく、保健所からも翌日の調理場内の全ての器具を使用してよいとのご判断をいただきました。

18時30分に全保護者へ、19時に議員の皆様へ、それぞれメールにより報告いたしました。

翌6月15日木曜日、本日でございますが、成分検査のため検査センターへ金属片の提供を予定してございます。

以上が昨日の事故発生から現在までの時系列になります。

3、原因の特定についてでございます。

ただいま申し上げました保健所及び日本調理機による調理器具の点検の結果を踏まえると、現時点では原因物質と混入経路は不明でございます。成分検査の結果及び納入加工業者からの報告を踏まえまして、今後改めて判断してまいりたいと考えてございます。

今回の2件の金属の混入事故の発生並びに最初の案件では危機管理マニュアルに基づかない対応がございましたこと、改めておわび申し上げます。

以上が概要の説明になります。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

花島議員 幾つか意見と質問があるんですが、まず最初の5月31日の件ですが、食缶の中にあつた。蓋を開けたらあつたということなんですけれども、それどういう状態であつたのかももう一つ分からない、つまり食材が入っている中にぼんと置いてある状態となつていたのか、あるいは混ざつた状態でちょっと顔を出していたのか、どっちなんですか。

学校教育課長 お答えします。

食缶の食材の上に乗つた状態と報告を受けています。

以上です。

花島議員 そうすると、前に報告受けたときは異物の寸法の概略しか分からなかつたんですが、今写真を見ると、かなり特別な形状をしていますよね。それでなおかつ食材の上にぼん

とあたかも置いたかのようにあるとすれば、混ぜる、混ざり込む可能性の範囲というのは物すごく絞られると思うんですよ。それで、何か分からないというのが非常に引っかけります。もしそうだとすると、何か意図的にやられた可能性だってあると考えちゃうんですね。

それから、これは意見ですが、金属探知機である段階ではやっているということなんですけど、それは6月、つい昨日起きた件でのやつで特にそうなんですけれども、あのサイズで金属探知機に引っかかるものなんですか。その辺は確認取れているんでしょうか。

学校教育課長 納入業者のほうに確認しましたところ、あのサイズでは金属探知機に反応するものというご回答をいただいております。また、本日、検査センターに持ち込む際にも同様の確認をしてみたいと考えております。

以上です。

花島議員 私、技術系なんでいろいろうさいことを言っちゃうんですけれども、何かで検知できるというときに、その条件によって変わることがあるんですよね。例えば、検知器を通る場所とか、今回のやつが結構小さいので、本当にどの条件でも検知するのかわか、突っ込んで確認したほうがいいと思います。

それはそうですが、とにかく何か難しい、何ていうんですかね、案件で、どうしたもんですかねというのは、あまりもう分からないで済ませずに、じっくり時間かけて考えていただきたいと思います。それは今後の対策についても同じですね。

以上です。

議長 ほかにございますか。

石川議員 5月31日の件なんですけれども、異物を発見したから喫食を停止させたんですけれども、異物を取り除いて喫食させた、食べさせたという意味ですか、これは。

学校教育課長 学校からの報告では、異物を取り除いて、それで食べさせた、喫食させたという報告をいただいています。

石川議員 こういうことはよくあることじゃないんでしょうけれども、普通に考えられるとちょっと考えられないですね。異物混入のものを目視で取ればそれでいいという感覚はちょっと私には理解できませんが、どうですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。その点の反省を踏まえまして、直ちに各小中学校へマニュアルの再確認及び校内での情報共有、研修をお願いし、再確認をお願いしたところでございます。

石川議員 その辺は本当に徹底をしていただいて、親御さんたちの感覚だともう耐えられないと思いますよ。よろしく申し上げます。

議長 ほかに。

寺門厚議員 5月31日の件なんですけど、今、石川議員の質問にも関連しますけれども、異物を取り除いて食べさせてしまったと。これ危機管理マニュアルには、異物があつた場合

は直ちに食べるのをやめさせる。校内全域連絡、関係の学校にも連絡ということになっているはずだと思うんですけども、それはそういうふうになっているのかどうかと、何で今回は取り除いて食べさせたのか、そこはどのような原因なんですか。

学校教育課長 結果としましては、喫食させてしまった、また、その後の連絡に1時間以上要してしまったということがございます。こちらにつきましてもマニュアルを改訂する際に、確認を進めてまいりたいと思っています。特に時間を要してしまった、こちらのことにつきましては、組織として対応が不十分だった点もございますので、組織として、学校教育課として、給食センターとして同時並行に対応ができるよう見直しのほうを進めているところでございます。

寺門厚議員 何で食べさせるのをやめさせなかったかというのは聞いたんですか、校長に。原因は、何で、取り除けば食べちゃっていいよと言ったんですか。

学校教育課長 確認したところ、マニュアルの不徹底だった、意識的に取り除けばその1個であつたと考えたというふうに確認してございます。

以上です。

寺門厚議員 ということは、マニュアルを理解していない、読んでいないという話ですよ。この異物混入事件というのは、数年来何回も起きていますよね。そのたびにマニュアルを改訂してきたと思いますけれども、何の役にも立っていないということじゃないですか。何ですか。渡して終わりなんですか。そこはきちんと徹底していただかないと、今回のこの異物にしたって、これ口に入れれば相当なけがを負いますし、それを一校長の判断でもういいよという話になっちゃうのか、それが恐ろしいんですよ。聞けば、いや、マニュアルをよく読んでいない、実践もしていないという話になっちゃうと、児童生徒の命を預かっているわけですから、全然危機感もないですよ、それ。本当に考えてくださいよ。まかり間違えば、本当にけが人も出たという話にもなっちゃうんで。

今回もマニュアルの改訂を行いますというふうに書いてありますけれども、また同じことが起きるんじゃないですか。昨日の件については、これはきちんとマニュアルどおりに実行はされたんですか、管理は、チェックは。

学校教育課長 お答えします。

昨日の件につきましては、児童が発見した後の対応につきまして、基本的にマニュアルどおりの対応をしたというふうに判断してございます。

以上です。

寺門厚議員 昨日は、前回の5月末の例があるんで、各学校の方々も十分注意はしたというふうに思いますけれども。

もう一つ、その連絡体系についてなんですけれども、事件が起きたところは校内連絡はもちろんのこと、同時に給食センターと学校教育課、あと中学校、小学校への連絡というのは、これは給食センター経由、学校教育課経由になっているのか、直接中学校がそ

の事故が起きたところから連絡できるのかどうか、その辺の連絡経路というのはどうい
うふうになっているんですか、緊急事態の場合は。

学校教育課長 お答えします。

現行のマニュアルでは、学校から給食センターに報告があった後、各小中学校には給食
センターからの確認を行うこととなっております。状況によりまして、学校教育課が共
同で行うということにしております。

寺門厚議員 そこは昨日の段階では、実行はされたというふうには理解はしましたけれど、
きちんとやっぱり現場を見て、原因をきちんと把握して、マニュアルは改訂していただ
きたいと思います。今みたいに現場の話で勝手にやられちゃって終わりということでは
なくて、改訂した後もきちんと現場実習を踏まえて徹底のほどをよろしくお願ひしたい
と思います。

以上です。

議長 ほかに。

福田議員 ちょっとお伺ひしたいんですが、これ金属探知機というのは常に設置してあるのか
な。

学校教育課長 お答えします。

こちらの金属探知機は、納入業者が納入前に検査をするものでございます。

福田議員 それ納入業者に任せているわけだ。その辺が一つ疑問がありますね。

それと、これ疑い持っているわけではないんですが、調理場内の防犯カメラ等は設置し
てあるのですか。

学校教育課長 防犯カメラは設置してございません。

福田議員 これは決して疑い云々というよりは、やっぱり安全性を考える場合には、この調理
場のカメラ、こういうのも必要じゃないですか。これ市長、どうですか、これ。ちょっ
と頻繁にあるようですけれども、決して疑い云々よりは、やっぱり安全性を考慮した場
合には、そういうカメラということも必要なんじゃないですかね。いかがですか。

教育部長 恐縮ですが、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

ただいまのご指摘のあった疑いよりも安全性が重要だというご指摘、確かにそのとお
りかもしれません。カメラにつきましては、実際のところ、今、ご提案いただきました今
どのようにすべきかというのも私の中でもちょっと考えがまとまりません。持ち帰って、
検討させていただきます。

今後につきましては、できるだけそのマニュアルに基づいた未然防止というところを徹
底したいと思います。先ほどご指摘のあった業者に任せるのかという、そのあたりも私
たちができることは何なのか、そこら辺も徹底して考えていきたいと思っています。真摯に
ご指摘受け止めております。申し訳ございません。ありがとうございます。

福田議員 あまり肉づけしなくてもいいんですよ。よその給食センター、各市町村の、監視カ

メラついていますか、ついていないですか。ついているところが多いですよ。

それどうしてそういうことを言うかという、この2件の金属破片、これを見ると全く調理器具のほうからの破損とかそういうものでは全くない。そうなんでしょう。そういうところからいくと、さらにやっぱり拡大した、視野を広げたやはり監視の必要があるだろうという意味でもそういうこの防犯カメラ、こういうことも必要不可欠だろうということを行っているんですよ。どうですか。

市長 貴重なご意見ありがとうございました。今、担当部長のほうからありましたけれども、議員から貴重なご意見いただいたそのことも十分に配慮して、近隣の状況も確認しながら検討をしていきたいと考えております。

福田議員 これ念のために言いますけれども、決して疑いを持った云々じゃないんです。やはり今後の対応、再発防止、こういう観点からそういうことも必要だろうということをつけ加えてお願いをしたいと、こういうことです。

以上です。

議長 ほかに。

武藤議員 先ほど来、今回のこの事件なんですけれども、ちょっとあまりにも直近で起こり過ぎていくというのが一つの問題と、あとどう見てもこの調理器具とは無関係ということも今、福田議員がお話ししていましたけれども、やはり今回、この2つの案件、場合によって事件性があるというふうに僕は考えます。そういうことで、この記者クラブへ伝えて、大っぴらに広報しなくちゃならないという理由はどこにあるのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

学校教育課長 お答えします。

金属片、今回は2つのケースとも児童生徒があらかじめ取り除いておいていただけました。もし万が一、そのまま体に入ってしまった場合、単純に口の中をけがをする以外にも体の中での反応が起こりまして、損傷が起こることが想定されます。そういったことから、まさに危険異物として取り扱ってございます。事の重要性を鑑みまして、公表しているところでございます。

武藤議員 そういう意味では、僕はこれ第三者の警察とかそちらのほうにも届けて、やはりもうちょっと事件性としての面も考慮する必要があるのではなかろうかと思っています。今の時点ではこれ単なる一アクシデント、事故なのかもしれないんですけれども、これどんだん続いていくというとなんかしら作為的な面も僕は否定できないと思うので、そのあたりのところはどうなんですか、警察機関への報告とか、もしくは捜査依頼とかというのはどのように考えますか。

教育部長 私のほうからお答えいたします。

今回の異物の混入、それから納品加工事業者もそうですけれども、食料品を扱っているところは保健所の管轄になります。今回のこのような調査もひたちなか保健所の指示を

受けながらやっているところです。警察というようなご提案がございましたけれども、これも保健所の指示を受けるもののような事案でございます。その中ではおっしゃったような指摘はございませんでしたので、あくまでも保健所の指示の中でやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

武藤議員 大体内容は分かりましたけれども、一応これ何名かから出ていましたけれども、単なる事故、もしくは場合によっては事件性の可能性も否定できないということの一つ認識していただければ、今後の運営に備えていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

古川議員 先ほど連絡体制のお話しございましたけれども、一人一人考えていきますと、まず発見した方、これ児童なら児童、担任、校長と行くのかな。そこに教頭とかを挟む必要はないですよ。担任、校長、校長がセンター、センターが教育委員会、教育委員会が各学校、各学校校長が担任、それぞれの、全てのだよ。それで児童、食べ終わってますよね。だから、異物、目に見えるものは気がついていくから今回は取れたんだけど、これが例えば、薬品だとかなった場合には、全児童、全生徒が多分被害に遭いますよね。だから、その辺の連絡体制、もうちょっと早くほかの学校に連絡できる体制というのは考えられませんか。

教育部長 すみません、恐縮です。私のほうから申し上げます。

1つ目の事案の中で、学校から給食センターまでの架電が10分要した、私はまずここを問題にしました。やはり給食センターが情報をキャッチして、もうすぐに全校に確認すると、そこが必須だと思ったからです。

ただ、2つ目の事案でマニュアルどおりに対応しても、やはり10分を超過してしまいました。現場の状況を考えますと、子供の対応、安全確認であったり、担任が職員室に行って、今教頭はと言いましたけれども、あくまでも学校長が代表という意味の学校長です。職員室に行って報告をする。その後、給食センター、やはり10分はかかってしまうのかというところ、ちょっと現実をちょっと把握したところです。

その中でできるだけ早く全ての子供たちの安全を確保しなければならない、ここの線をどうもっていくか。市長、副市長にもご報告した際にもデジタルの活用という提案もいただきました。確かに、それもあると思います。直接中学校からメールとか一斉配信などを使って情報共有するようなことも今後確かにあるかと思っています。そのようなことも含めて、どのようにしたら迅速に情報共有できるか、考えてまいりたいと思います。それも含めてマニュアル改訂、進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

以上です。

古川議員 よろしくお願ひします。

富山議員 給食センターのほうでは、異物の混入とか徹底的にないようにやられているのも分かります。これあと先ほど福田議員が言うとおりの調理器具に使うようなものでもない。

そうなってくると思う部分なんですが、保管、学校での、持ってこられて学校に一時保管されると思うんですけども、それは誰でも出入りできちゃう場所に保管されているのか、きちっと先生方が管理しながらやっているのか、その1点お伺ひします。

学校教育課長 お答えします。

コンテナが到着した後、配膳室という場所に一時的に保管いたします。こちらのほうは通常出入りがすることができない施設がかかるところでございますので、そういった点も含めて保健所の調査を受けてございます。

以上です。

富山議員 誰でも出入りできるような自由な場所じゃないというのでは安心いたしました。

やはり先ほどから思う部分では、やっぱり悪意もあるのかなと思うのもちゃんと視野に入れながら今後対応していただきたいなと思います。これだけ一生懸命やっているのに、そういうのが出てきちゃうというのは、何かやっぱりあるのかもしれないと、ちゃんと頭の片隅に置きながら今後対応していただきたいと思います。

議長 ほかに。

遠藤議員 ちょっと確認と話を聞きたいのは、金属探知機は、確かに先ほどの話をお伺ひすると納入業者にお任せなんですね。こちら辺のところというのは、市のほうでできることというのは何かありますか。

学校教育課長 現状においては給食センターに金属探知機はございません。その代わり、例えば金属探知機を通さない野菜につきましては、事前の洗浄を徹底してございます。その際に発見する可能性もございますので、金属探知機以外の方法での検出に努めているところでございます。

遠藤議員 今後の課題として、今回だって破片、これ金属片が混入したのはいずれもこの汁物系というか、缶なりもしくは袋に入っているものですよね。だから、これをどうやって未然に防止するかというのはもっと真剣に考えていただきたいので、こういったところにある意味予算を使うのは、これは理解がある程度得られるんじゃないかなと思うんですよ。

過去に1年間に4回ですよ、4回混入していますから、もう本当ひどかった、本当にひどかったんですよ。だから、そんな二度あることは三度、三度あることは四度あったんですよから、1年間に。もう徹底してやれという話はそのときに議会でも、皆さん覚えていらっしゃると思いますが、そのときにカメラの話はやっぱり出たんですよ。出たんですけど、僕もそれを提案したんですけども、やっぱりそうすると常時カメラで回っていると緊張しちゃうみたいな、職員が、そういった当時の答弁もありました。

それもあるんだろうと思うけれども、今みたいな、例えば犯罪性もそれは一つありますが、あのおとき4回のうちの1回、最初の混入のときの原因は、職員の方の作業の間違いだったんですよ。作業の間違いでプラスチックの破片が入っちゃった、そういったものがあつたんですよ。だから、そういう犯罪性の発見ではなくて職員の適正な作業マニュアルの監視というか、確認というか、そういった意味でもカメラというのは有効なんですよ。なんで、そういった意味でもちょっとそれは検討していただいてもいいのかなというふうに思います。

（「当然だよ」と呼ぶ声あり）

遠藤議員 ありがとうございます。

あと、ちなみにちょっとよく分からないのは、5月31日の豚キムチ丼の食缶の中に混入しているんですけれども、これ缶はいつ誰が開けるんですか、これというのは。

学校教育課長 最終的には、教室で、児童生徒が開けます。

遠藤議員 というのは、これ1人1個の缶で、缶がぽーんとそれぞれ配膳されて、子供がぽかんと開けるといふ感じなんですか。

学校教育課長 いえ、こちらにつきましては1クラスに1缶でございます。それを取り分けて配食いたします。

遠藤議員 だから、配食時に、配食時に生徒がぽかーんと開けて、見つけたという意味なんですね。となると、納入業者も分からないのか。ちょっとここでもう少し経緯をきちんと見ていただきたいなと思うんですが。

あと1点だけ気になるのが、マニュアルで喫食、見つかったとき喫食を停止させますよね。そのときの過去もあつたんですが、代替えの給食、これはそのまま食べさせないでその午後も授業を受けさせるのか、前もその段取りが不徹底だったときがあるんですが、どういうマニュアルに今のところなっていますか。

学校教育課長 現状のマニュアルでは、もし喫食することができなかつた場合には、今議員がおっしゃつたように代替食、パックに入つた救給カレーを給食センターから配送することになってございます。

ただし、物理的に各学校、もしそれが小中学校全学校だつた場合には、時間を要することも想定できますので、その対応につきましても今後マニュアルの見直しの中で検討してまいりたいと考えていたところでございます。

遠藤議員 分かりました。前、それに不具合がありましたね。なので、そこは過去の検証もしていただきながら改訂をお願いします。

いずれにしても、これ2度ありましたから、3度ないようにくれぐれもお願いいたします。

以上です。

議長 ほかに。

君嶋議員 今回2回異物混入ということで、今日の日にちで金属を県薬剤師会に検査依頼していますよね。その前の31日はやはり検査は出しているんですか。その結果とか、そういうのはまだ戻ってきていないですか。

学校教育課長 31日のものにつきましても、同じ検査センターのほうに提出してございます。

その検査につきましては、6月5日の月曜日に、成分調査結果報告を受領しており、成分はステンレス製であったこと。ただし、この製品につきましては、様々な用途が考えられるというコメントをいただいております。

君嶋議員 ということは、いろんな部品でなくても種類が特定できないということなのかな。

そうすると、やはりいろんなさっきから話が出ている外部とか、そういうのも含めて、今回、今日のもう一つ提出しているものも含めて再度いろいろ調査をきちっとしたほうがよろしいかと思っておりますので、そこはきちっとやってください。

議長 よろしいですか。

花島議員 幾つか追加で、まずステンレスといっても幅がいろいろありまして、実際に組織状況とか成分を分析すれば、幅は狭められますね。ただ、それでどこからと特定するには幾つかのここからじゃないかとかという候補がないためできないので、そう簡単じゃないと思うんですが、その将来のことも考えて成分分析もしておいたほうがいいかもしれない。私もステンレス、趣味でたくさん扱うんですけども、やっぱりいろんな種類があります。

それから、マニュアルどおりに動けなかったということに関してなんですけれども、まず、私、考えなきゃいけないのは、教員の方々は県の職員ですよ。それから、異動も結構激しい。それは校長もそうですよね。それから市の職員、まさに課長も代わる代わるなんで、それに前任者からどういうふうに伝わるかというところが難しいところで、単に引継ぎでぽんと書類を渡されるだけでは円滑にできないというのが普通だと思うんですよ。

ですから、一つの提案ですけれども、年度初めの近い時期にこういう緊急事態にはどうなっているということについて、学校長も含めた教員、それからこちらの学校関係の職員の方々に確認の、何ていうかな、勉強会みたいなやつをやることを定例化してはどうかなと思います。

実は私、放射線作業従事者というのをやっていたんですけども、毎年その講義を受けることを義務づけられています。大体職員もいますけれども、ほとんど1日潰れますよね。それをやらないと駄目なんです。一定期間にやらないと、作業をしちゃいけないことになっています。ということで、いろいろ考えることは大変だと思うんですが、検討いただきたいと思います。

あと、その金属片が食材関係から出ないかという、100%出ないと言い切れないと私は思っていますね。変なところにちょこっとしたばねが使われていることがあるので、

だから逆に言うと、使われないだろうと思うようなものであればなおさらそうだった場合には見つけにくいということが言えると思いますので、もう一度よく検査してもらいたいと思います。

実は私、食品に対する物の混入なんて結構あるもんだと思っているんですよ。実際私も私生活でのうちの妻が何人かで食べるイモサラというんですか、ジャガイモとかいろんなニンジンとかいろんなやつをマヨネーズであえて、入れる中にマヨネーズのキャップを入れちゃったことがあるんですよ。それを食べる段階で気がついた。私もケーキを作るときに、焼く前に気がついたんだけど、香料の蓋のところの小さな部品がかけらとして入っちゃったことがあるんですね。振って、入れたときにはすぐ気がつかなくて、次の段階で気がついたんですが。私たちが家庭で作る量というのは少ないですよ。でも、学校給食というのは物すごい量を作るんで、さらに確率高くなると思いますね。

ですから、難しいことだということを考えた上で、今後の対応を検討していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩とします。

再開を11時40分といたします。

入替えをお願いします。

休憩（午前11時26分）

再開（午前11時39分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市スポーツ協会及び那珂市文化協会の自立化について執行部より説明願います。

生涯学習課長 生涯学習課長の綿引です。ほか2人が出席しております。よろしく申し上げます。

着座にて失礼します。

それでは、全員協議会資料、那珂市スポーツ協会及び那珂市文化協会の自立化についてをご覧ください。

ご説明いたします。

第4次那珂市行財政改革の大綱及び実施計画における市民活動団体等の活性化、自立化の方針に基づき、那珂市スポーツ協会及び那珂市文化協会の運営の自立化を目指し、検討を行うものです。

1、団体の自立化の検討についてになります。

今回、生涯学習課が所管する2つの団体について自立化を検討する根拠となるのが、第4次行財政改革大綱です。計画期間は、令和5年度までの5年間です。

大綱及び実施計画の中では自立化の目的が2つ挙げられております。補足しながら説明いたします。

目的の1つ目は、行政の担うべき役割の明確化です。現在、スポーツ協会と文化協会の事務局は生涯学習課の職員が担っています。自立化することにより民間団体の事務局職員は、民間で担うこととし、市の職員は本来の行政事務に従事するという官民の役割分担を明確にするということです。

もう一つの目的は、団体活動の活性化です。行政から自立した団体として専門性を高め、活動内容の充実を図っていただくこと、本市の協働のまちづくりの推進につながるものです。

これらの2つの目的を達成するための取組内容としてスポーツ協会と文化協会の運営の自立化が明記されているところです。

2、これまでの検討の経緯です。先ほどの説明した本市の行財政改革の方針に基づき、両協会とは断続的ではありますが、協議を継続してまいりました。直近では令和2年度に2回、役員の方々と自立化について協議をしております。

3、自立化に伴う課題です。直近の会議も含めこれまでの協議の中でこれらに記載したような事項が課題として出されております。自立すると市の職員の兼務に代わって独自に事務局職員を確保する必要がある。また、自立によってこれまで交付されていた補助金に代わる自主財源を確保する必要がある。あるいは、運動施設、なかL u c k y F M公園を想定しておりますが、施設の指定管理を受けるには老朽化の問題があるといったものです。

これらの問題を踏まえ、次の4、検討の進め方になります。既に、本年度は4月から5月にかけて両協会の役員会及び理事会で自立化の検討を行っていく旨、了解をいただきました。検討の手法としましては、両協会の代表による自立化検討委員会の設置、近隣自治体の先進事例の調査、また職員や財源等の課題に関する関係課との共有といったことを通し、課題への対応策を提案しながら自立化の方針について合意形成を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

花島議員 まず、このスポーツ協会と文化協会、それぞれ何をやっているのかが私分かっていないんですよ、申し訳ないですけども。それを説明していただきたいのと、それからそれに関わる事務職員の、何ていうんだろう、仕事の内容、時間的にどのくらい必要なのかとか、そういうことも含めて仕事の内容をお聞かせください。

生涯学習課長 まず、スポーツ協会、文化協会についてですが、スポーツ関係、スポーツを担うための団体、各団体の集合の組織となっております。そこに加盟している団体がいろいろなスポーツに関する行事を行うために担っている事務、そちらを兼務しているというふうな形になっております。

文化協会についても、同じように各団体が集まっており、その中から理事が出ていて、その中で決定しているのは文化祭とか、そういうふうなものを行っております。あと、各事業を行うための募集活動とか、そういったものを担っている部分は事務局で行っているというふうな形になっております。そういったものを職員が行っているという形になります。

以上です。

花島議員 今話を聞いて、文化関係だと文化祭やるとかというのと、いろいろな団体が集まってやるというのは何となく分かるんですけども、スポーツだとどうなんですか。スポーツ大会というのは那珂市で何かあるんですか。それから、例えばサッカーとかテニスとか、陸上競技をやっている人がどのくらいいるか分からないんですけども、卓球やっている人もいるかなと思うんですよね。そういう各団体がばらばらに運営されるだけでは済まなくて、何かスポーツ協会としてまとめる意味というか、メリットなりがどんなふうにあるのか、お聞かせいただきたい。

生涯学習課長 代表的なものにはなるんですが、冬季の駅伝大会とか、歩く会なども主催しております。それに関わって一緒に運営をしております。

花島議員 それと、最初に聞いてお答えがなかったんですが、事務職員の何ていうか、負荷の状態、例えば労働時間が週に何時間必要だとか、1日何時間必要とか、そういう何ていうんですかね、具体的な負荷の仕事の容量はどうなんでしょうか。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室です。

スポーツ協会の事務につきましては、職員がスポーツ協会の事務ということで専属で1名、あと会計年度の任用職員のほうも1名、2名使って事務のほうを行っております。

以上です。

花島議員 もう少し聞きたかったのは、その2人でやっているということですが、2人とも専任でずっとやらなきゃなんないような仕事の量なんでしょうか。

スポーツ推進室長 スポーツ協会の事業としましては、先ほど申しあげました駅伝大会ですとか、歩く会、それ以外に中学生を対象とした各部活動の大会ですとか、市内の地区代表のソフトボール・バレーボール大会などの運営を行っております。そういった事務で通常専門でやっていかないと事務のほうが賄えないというところになっております。

以上です。

花島議員 何かいま一つ私の答えになっていないですが、それは例えば1週間、5日間、1日当たり8時間程度の勤務時間、制度によって違うと思いますが、それを2人分必要な仕事

量かということを知ったんですよ。その辺どうなんですか。

スポーツ推進室長 専門でやっておりますので、スポーツ協会の事務に完全に従事しているという形になります。

花島議員 そうすると、もう一つの回答は、市の施設の運営管理を受託する場合の話があるということは、もし自立化した場合に、市のスポーツ関連の施設の管理運営を委託するという事も視野に入れているということですか。

生涯学習課長 運営管理については、また別というふうに考えております。すみません、自立化の運営と施設の管理というのは別に考えております。

古川議員 すみません、自立化というのはどうしたいんですか、この団体を。自立化、つまり市民活動団体になってちょうだいという自立なんですか、それとも法人化にしたいんですか。財団法人スポーツ協会とか何かそういうふうにしたいんですか。その自立化というのはどうしたいんでしょうか。

生涯学習課長 事務局職員の自立化というふうに考えておりますので、そちらのほうはどちらになるというのは、今後の協議の中でというふうな形になります。

古川議員 例えばスポーツ協会の事務を今職員の方がしている。それを協会の事務員にやってちょうだいということ。じゃ、1人採用すれば、1人の人件費で済むと。その人件費はスポーツ協会のほうで持ってくださいということですよ。だから、補助金はもう出しませんよということですか。市団体に補助金に代わる自主財源が必要だと言っていますよね。ということは、それに代わる何か自分が自分で自助努力でやってくださいよということですか。それとも、事務局職員は、そこは市のほうで面倒見ますよということですか。

教育部長 私のほうからお答えします。

自立化というのは、今ご指摘のあったとおり、今兼務をしている市役所の職員を行政事務に専念させる。今、2人専従になっています。そちらに配置している市の職員ではなくて、協会が自立化することで独自の職員を配置すると。分かりやすく言えば、今の社会福祉協議会も以前は社会福祉課の中にありましたけれども、こちらもいわゆる法人格を持って自立化しております。独自に職員を配置してと。あの形が私たちが今いわゆる分かりやすく言えば、自立化した姿になります。

先ほど、補助金とか自主財源とかというお話がありました。今は団体運営補助金という形で、このお金で運営してくださいねということで、今担当から申し上げたような様々な大会をやっておりますが、自立化すればこれは市と同格の、いわゆるスポーツを推進する両輪的な形になると思います。正直、今やっている行政のスポーツ施策というのは、スポーツ協会がなくては実際にこれをやっていますと言えないような状況になっています。総合公園で開催している教室等に限られてしまいます。

ですので、自立化した暁には那珂市のスポーツ推進をお任せする、例えばですけども想定できるのは委託する、そういう形になります。ですから、委託料というものをもし

かしたら自主財源の一つの方策になるかなと、そういうことは想定の中にはございます。委託した中で、その事業運営に係る人件費もその中の必要経費として含まれるというような。例えば、今の社会福祉協議会はそのような形なので、法人格を持たせた場合には、やり方としては想定できるものと具体的には考えております。

ただ、これはあくまでも想定なので、本日のご報告はこれから検討をしていきます。両協会のいろんなお考えをいただきながら丁寧に進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいというところの報告ですので、今申し上げた私の考えはあくまでもその想定範囲内ということでご理解いただければと思います。

以上です。

古川議員 はい、分かりました。

じゃ、次に今すぐ自立しなさいというんじゃなくて、自立化に向けた取組の一つとしてまずは事務局職員を協会なら協会で雇って、要は職員は手を引きますよという、取りあえずそうしますということなんですね。

教育部長 自立化を進める上ではそのようなことも検討していくというところですよ。

以上です。

古川議員 必要なんでしょうね。必要なんでしょうけれども、結局これ文化協会もスポーツ協会も市でつくったんでしょう。ですよ。何か市としてスポーツ振興、文化振興の意味で協会が必要でつくったんじゃないですか。何か区長会を自治会にしたような、何となくそういうイメージを持ちちゃうんですけれども。

生涯学習課長補佐 課長補佐の柴田です。

スポーツ協会に関しては、市がつくったというよりは各連盟、その当時の連盟が集まって、一つのそういった組織をつくりましょうという形で立ち上がったと思います。

文化協会のほうは、やはりそういう団体があったんですが、なかなか1つの団体に集まらなかったということで、市の職員のほうが音頭を取って、1つにまとめたという形になります。

以上です。

君嶋議員 ちょっと確認させていただきますね。ただいま説明はありましたけれども、その中でここでの計画期間というのも令和5年から、今年度ということになると、もう今すぐ決めるというような話で勘違いしてしまうかと思うんですが、スポーツ協会としては先ほどもちょっと説明があった令和2年10月と、あとその後に説明の協議をしたという経緯ぐらいしかないんで、これからその自立化に向けていろんな課題が上がってきたものに対して役員なり理事といろいろ協議をして、進めていくという方向性でよろしいんですよ。

生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

君嶋議員 ですから、今議員からいろんな課題とかいろんな質問あったと思うんですが、そう

いう課題についてをこれから協会としていろいろそのものについての協議をしながら進めていくと。ですから、少し時間はかかるかと思いますが、そういう流れで進めていきたいということで理解をしてよろしいんですね。

生涯学習課長 そのように考えております。

遠藤議員 これ両協会の自立化ですから、どちらかというと確かに先ほどの答弁をお聞きしていると事務局職員の身分や役割のもうそれは一つの課題でしょうが、大きく言うところの団体が本当に自前で成り立っていけるかどうかを検討しなきゃいけないんですよ。そうなってくると、今のところこのスポーツ協会と文化協会は、これは団体としては何なんですか。これは市民活動団体ですか、それとも特別法人ですか、それともどういう種類のグループになりますか。

教育部長 今のところは任意団体です。法人格は持っておりません。実際に市民活動をしているので、例えば市民協働課のほうに登録しているしていないにかかわらず、市民活動団体であると思っております。

以上です。

遠藤議員 市民活動団体であれば、今本当に任意団体なんですよ。任意団体というのは、社会的には本当にそれだけの何ていうか、納税義務もありませんし、任意でつくる団体だけでしかないんですね。これを自立化させるのであれば、ここ一般的に自立化云々という場合は法人化の話なんですよ。これを法人化してどうやって財政的に自主運営させるかという話をしていくべきなんで、これ法人化すると売上げ上げて、最低でも団体、年8万は納税しなきゃいけないですからね。だから、自立して金を取って運営していかなくちゃいけないんで、そういうふうな両協会ともそれを耐えうるような自主財源をどう確保するんだという話がまずメインなんですよ。これをどういうふうにやっていくかというのは、そこら辺の話はどうなっているんですか。

議長 今12時になりましたけれども、少し延長してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

教育部長 ご指摘のとおりです。財源の問題は非常に大事です。そのあたりも、例えば職員を移行するときには職員をどんなふうに配置するとか、あとは財源をどのようにしていくか、関係各課と情報共有しながら、私たちは私たちが市役所の中で課題を共有しながら、私たちが得た情報を両協会の役員方と共有しながら、どんな手法が取れるのか、どんな自主財源が確保できるのか、そこを少しずつ検討していきながら、共有しながら進めていきたいと思っております。委託するとなれば、確かに法人格必要です。それを公益財団法人にして課税がかからないようにするのかとか、でも規制が大変厳しいのでどのくらいできるのか、そこら辺も含めて今後たくさん課題があります。その課題をこれから検討していきますというご報告になります。

以上です。

遠藤議員 分かりました。例えば一般社団だっていいんだろうし、場合によってはNPOでもいいんだろうし、いろんな選択肢があります。それぞれによってメリット、デメリットがありますから、いろんな形を踏まえてね。

ただ、ちょっとどうしてもこの検討は何年かしているんだろうけれども、事務局職員の話がちょっとメインになっているようだから、そうじゃなくてこの団体をトータルで見えてみて、本当に自立させられるかどうかというのをちゃんと議論していかないと、本当に大変ですからね、法人になるということは。そこら辺のところを、じゃ、どうやって定款作るのか、どういった役員体制にしていくのか、主たる事務所はどこにするのか、そこら辺を含めてきちんと法人にするにはどうすればいいかというのをきちんと考えてやっていただければと思いますのでお願いします。

議長 ほかに。

花島議員 さっき聞き忘れたんですが、社会福祉協議会は社会福祉法という背景がありますよね。これがスポーツ協会とか文化協会は何かそういう関連法はあるんでしょうか。ないんですね。

生涯学習課長 把握している中では関連としての法律はないと考えています。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 ほかになければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩（午後0時03分）

再開（午後1時00分）

議長 再開します。

続きまして、那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発の可能性について、執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。政策企画課から2名のほか、関係課が同席しております。どうぞよろしく願いいたします。

では、着座にて説明いたします。

全員協議会資料、那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発の可能性についてご説明をいたします。

この内容につきましては、市の重点事項の一つであります道の駅の計画に続く那珂インターチェンジ周辺地域の地域活性化につながる土地利用の検討としまして、産業用地などの導入の可能性を探るために、企業の需要調査、アンケート調査を実施をいたしまして、一定の需要が見込める場合には、様々な課題を整理した上で茨城県の未来産業基盤強化プロジェクト、こちらの応募などを視野に入れて検討を進めていくとしまして、第

1 回定例会の全員協議会の中でその旨のご説明をさせていただいたところでございます。

今回につきましては、各企業へのアンケート調査を行ったところ、資料1ページの1の趣旨、そちらの最後の段落にありますとおり、製造業や物流業などの企業の需要が一定程度確認できたため、産業用地の可能性についてご報告をするものでございます。

次に、2の事業用地の需要に関するアンケート調査についてでございます。

(1) アンケート調査結果では、事業用地の需要を調査するため1,000社に郵送やウェブでアンケート調査を行いました。その1,000社の内訳としましては、県内が750社、県外が250社でございます。製造業、卸売業、運輸業、情報通信業、宿泊業などに送付しまして、85件の回答があったところでございます。

具体的な回答としましては、那珂市内での立地可能性を有するという企業が20社ございまして、このうち14社から那珂インターチェンジ周辺地域が候補地になるという回答が得られました。

次の2ページの表をご覧ください。

上段の那珂インターチェンジ周辺地域に係る回答上位の表では、先ほどの14社からの複数回答とはなりますが、左側の新設等の対象施設の1位、2位が同数で、生産施設・工場が7社、物流施設が7社と多く、真ん中の候補地となる理由では高速道路のインターチェンジに近い、本社等との位置関係がよいという立地優位性が高いという評価で、どちらも8社となっております。

右側の候補地としての条件としましては、農地転用等の規制の緩和、造成が済んでいれば候補地になる等が上位に上げられております。

その下の表の企業が求める立地条件・環境、市の魅力としましては、左側の立地条件のところで、幹線道路の利用条件がよいが67件、高速道路の利用条件がよいが56件、真ん中の立地環境のところで比較的安価な用地の確保、整備が60件、立地優遇措置の充実が59件ございまして、右側の企業から見た那珂市の魅力と比較をしますと、企業が求める条件と企業から見た那珂市の魅力が一致しているところを色分けをしましたが、大部分で合致しておりまして、企業から見た那珂市の魅力あるという高評価でございました。

この結果を踏まえまして、(2) 那珂市の産業展開の方向性でございます。

このアンケート調査結果に基づきまして、新たな産業用地として開発するための方向性としてしましては、丸の1つ目の電機、自動車、建設機械等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野での立地の促進、また2つ目の丸の常磐自動車道、国道118号、国道349号を有する優れた交通条件であることから、近年需要が増加している大規模な物流業の立地を促進するといったしました。

なお、需要調査としましては、このアンケート調査にご回答いただいた企業などに対しまして、今後ヒアリングを行いまして、進出に向けたさらなる確認と精査を行ってまいりたいと思います。

次に、3、産業用地の候補地についてでございます。

アンケート調査結果に基づきまして、企業ニーズの高かった那珂インターチェンジ周辺についての検討としまして、候補地としての条件を市独自ではございますが整理をいたしました。

まず、①那珂インターチェンジから1キロメートル以内であることと、②幹線道路へのアクセスがよいことにつきましては、インターチェンジ周辺の開発という所期の目的の実現と幹線道路へのアクセスがよいという立地優位性を捉えて、利便性を確保するために設定をいたしました。

③おおむね20ヘクタール以上の面積を確保できることにつきましては、産業用地として必要な大きさを備える一団の区域ということで、茨城県の市街化調整区域における地区計画の判断指針を参考にして設定したものでございます。

④補償物件が少ないこと、⑤埋蔵文化財の包蔵地を含まないことは、交渉から移転まで、あるいは試掘や発掘調査に要する時間、それと労力を可能な限り少なくするとともに、費用負担を抑えるなどを考慮して設定したもので、これらを整理したエリアが、次の3ページに示したエリアとなります。

上の写真で赤丸のエリアが那珂インターチェンジから半径1キロメートルのエリアとなりまして、下の写真の青色の点線で囲んだエリアが先ほどの条件に合致するエリアとなりまして、那珂インター線に接してございまして、主に田、畑、山林で構成され、一部宅地を含んでおりますが、埋蔵文化財の包蔵地や既存事業所の土地を除きましても20ヘクタール以上の面積を確保することが可能なエリアとなっております。このエリアを開発の候補地として進めていきたいというふうに考えてございます。

次のページ、4の産業用地の開発手法についてでございますが、3月の全員協議会でご説明した内容と同じになりますが、(1)産業用地の開発手法では、産業用地を開発する場合、民間企業の資金力やノウハウを活用できる地域未来投資促進法を活用した民間主体による開発を検討したいというふうに考えてございます。また、茨城県が実施している未来産業基盤強化プロジェクト、こちらを活用しまして、茨城県からの積極的な支援を受けられるよう目指していきたいというふうに考えてございます。

次に、5ページの5になります。地権者の同意確認でございます。

先ほど、候補地のエリアとして示した青色の点線でくくったおおむねの候補地の土地の所有者につきましては、約100名となりますが、その地権者の皆様の同意がなければ進めていくということはないので、地権者の皆様方に対しまして地権者説明会を実施するなどして、産業用地として開発することに同意をしていただけるかの意向確認を行います。

さらに、意向が確認できた場合には、次のステップとしまして、実際の開発に当たっては土地の提供についても同意の確認を行うなどをしまして、事業を進めていきたいとい

うふうに考えております。

なお、この地権者との交渉に当たりましては、庁内でプロジェクトチームを設置をしまして、スピード感をもって進めてまいります。

最後に、6の今後の想定されるスケジュールです。

本日の全員協議会での説明に加えまして、追加補正予算としまして那珂インターチェンジ周辺地区における産業用地のゾーンを設定するために都市計画マスタープランの一部改定の準備に係る経費を計上させていただいております。また、地権者交渉としましては、本日の全員協議会以降に、地元自治会やまちづくり委員会への説明の後、7月上旬からは地権者説明会の開催など、地権者の交渉に入っていきたいというふうに考えてございます。

この産業用地の検討につきましては、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりとしての取組でございます。地域の活性化やにぎわいづくりに寄与できるものとして将来的な税収の増加や安定した雇用という面での期待も大変に大きいものでございます。このような開発の検討を地権者の皆様がどのように感じているかを丁寧にお聞きをしまして、開発への意向の確認をしております。そして、地元や地権者の皆様も同意がいただけるような機運の高まりがあった場合には、土地の提供などの同意も併せまして民間事業者の進出への期待も持ち、茨城県への開発支援に係る要望活動などを行うなどしまして、実現化を図ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明についてご質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 いい条件でということだと思んですけども、あれですか1つは、67社が幹線道路、あとは56件が高速道路、それから60件が比較的安い用地を求めていると、それから立地優遇措置の充実と、これはどういうあれですか。

政策企画課長 このアンケートの数字につきましては、先ほど85件の回答があったということで申し上げましたが、その85件の回答の中で、例えば企業が求める立地条件としては幹線道路の利用条件がよいとご回答いただいた企業の件数が67件、それぞれそういった数字、ご回答をいただいた件数ということになってございます。

笹島議員 ごめんなさい、私が聞きたかった立地優遇措置の充実というのは、どういうあれですか。

政策企画課長 各市町村で企業誘致を図るためにいろいろな優遇措置というのを設定をしております。例えば、那珂市で申し上げますと、固定資産税の3年間の軽減などというのがございますし、あとは雇用の奨励補助金というのもございます。また、電源立地地域というのもございますので、そういった電力の電気料の補助、F補助金という電気料の補

助などもありまして、そういったところが那珂市にとって優位性があるというふうに捉えられると思います。

笹島議員 企業もなかなかしたたかですから、いい条件のところを見つけて、そこに入り込もうとしていっているんですけども、この中で農地転用の規制緩和という、これは大丈夫なんですか。

政策企画課長 地域未来投資促進法という法律がございまして、その中で企業が地域経済牽引事業者ということになっていただきます。その中で那珂市の、例えばこの那珂インターチェンジの産業用地のところ、こういった事業を起こして、地域の経済を発展させていきたいという計画を企業のほうにつくっていただきます。それと併せまして那珂市のほうでも土地利用の調整の計画というものを作成いたしまして、その2つを併せて国のほうに提出することによりまして、その農地転用であったりとかという規制の部分について緩和が受けられるという制度になってございます。

笹島議員 農地転用は、これ、確約しなきゃいけない部分ですよ。あと、造成はちゃんとしてあげられるんですか、これは。

政策企画課長 今回それも地域未来投資促進法を使いましてプロジェクトにつきましては、あくまで民間企業の進出ということになりまして、造成につきましては、企業のほうで行っていただくということがこの制度の中身というふうになってございます。

笹島議員 埋立ても含めて私がお話したいのは。

政策企画課長 おっしゃるとおり、その埋立ての部分も含めまして企業のほうの力でやっていただくというふうな内容になります。

笹島議員 これも企業としてはお金がかかる部分、まず1つのマイナスですよ。あと、農地転用はこれ確約しなきゃいけないと。それからもう一つがこれ幹線道路、これは問題ないんですか。これ結構1位に入って、67件来ているんですけども、そこがちょっと聞きたいんですけども。

政策企画課長 幹線道路につきましては、先ほど産業展開の方向性というところで申し上げましたが、常磐自動車道に近い、また国道118号、349号が那珂市内には通行しているということもございまして、ここの部分については利用条件、幹線道路の利用条件がよいということに合致するというふうに考えてございます。

笹島議員 幹線道路という、那珂インターチェンジに出入りする、物流センターなんか余計そのトラックとか何か、大型車が出たり入ったりしますよね、ですからその周りの環境。前、私も何度も言っているけれども、片方が4車線にして、片方が2車線化と、これ一つも環境整備されていないですよ。それを含まないと物流センターなんていうのは、物すごい数のトラックとか、運搬車が運行するわけで。

あれもう一つ聞きたいんですけども、バードラインというのはあれですよ、農道だよ、あれね。県でやってくれた駒潜まではアスファルトが厚めでやってあるけれども、

あとはアスファルトが薄いから毎年補修しているんじゃないですか。それどうですか。

政策企画課長 すみません、道路の構造の部分につきましては、ちょっと私どものほうでは申し訳ございません。

笹島議員 結構です、それは。なぜそれを言いたいかというと、それをきちんと今言っていたゆがんだり何かしている、間違いなくそれを聞いているんですよ。補修を毎年結構なコストをかけてやっているという、後で聞いておいてくださいね。これ一番大事なことです。物流センターとかそういう今言っていた。その都度、農道ですから薄くしていたんですよ。その都度あれしていたら、市のほうは幾らあっても金が足りませんからね。これきちんと把握しておいてくださいね、これね。

それからもう一つ、これ安価な土地を求めているでしょう。これ申し訳ないけれども、これいろんなところでてんびんにかけていると思うんですよ。企業は、いかに安くていいものを求めているという。ですから、それは慎重に期して吟味してくださいね、それはね。

以上です。

議長 ほかに。

寺門勲議員 今回の候補地は、農地エリアも含まれており、周辺の農地等への影響が生じないよう調整を図る必要があると考えます。

なお、先ほど答弁の中で土地利用調整計画を策定する必要があるということで答弁がございましたが、こちらをまず県のほうの同意を得らなければならないという形で認識しておりますが、その辺の2つ、ご答弁をよろしくお願いします。

政策企画課長 まず、ここに産業用地が造成される前提での周りへの影響という部分についてでございますが、その筆界で畑と隣の畑というふうに区切っていく、もしくは例えば水路であったりとか、道路であったりとかそういったところで区切るという形になりますので、先ほどの土地利用調整の話も併せてにはなりますけれども、周辺には影響が出ないような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

寺門勲議員 あと、土地利用調整計画を作成するというところで計画がございしますが、これ県のほうの同意を得る必要があるということで認識しておりますが、その辺の確認はいかがでしょうか。

政策企画課長 おっしゃるとおり土地利用調整計画につきましては、県との調整が済んだ上で国のほうに提出するというような形になります。

寺門勲議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに。

遠藤議員 これは3月議会の全員協議会のときにご説明をいただいた、いわゆるサウンディング調査の結果ですね。あのときは那珂市へ進出する意向があるかの把握ということで、那珂市への産業用地や商業用地の導入の可能性を検討をするために実施するということ

でありましたが、この産業用地、商業用地ということなので、この1,000社のうち、さっきちょっと内訳を話されていましたが、商業用地に関してという部分でどれぐらいの会社を送って、どれぐらいの反応が得られたか教えてください。

政策企画課長 まず、商業につきましては、私どものほうで郵送をしまして送ったところとしては、どちらかといいますとお店というよりは不動産の開発事業者、デベロッパーのほうにご意見をお伺いしたりであったりとか、また宿泊業というのも商業の一つかとは思いますが、併せて大規模なアウトレットモールみたいなところでですかね、そういったところにも送付はしました。ご回答いただけている部分、いただけていない部分ございますが、そういったところで商業系のほうにつきましては、アンケートは送付してございます。

遠藤議員 商業用地のほうの反応はどうか。

政策企画課長 ご回答をいただいたところとしては1件ございました。

遠藤議員 分かりました。これはもうどっちかという幅広にいろんな多種多様な事業主に対してこの土地はどうか、魅力がありますかという意向調査をしたと思うわけでありまして、幅広に商業のほうも聞いていただいたんだけれども、ほぼほぼあそここのところというのは物流とか生産に魅力を感じていただいている土地なんだという、もうこれは結果ですね。そういうことでいいんですか。

政策企画課長 アンケートの結果からの分析といいますか、数字で表れている部分としては製造業、物流、倉庫系が多いという認識でございます。

遠藤議員 分かりました。

あとは、これが大規模開発になってくるでしょうが、笹島議員もお話しされていたように道路の幅員の問題がありますが、それと併せて下水道ですね。特に半径1キロメートルのこのエリアに、もし物流なり、生産施設が来る場合の下水道はどうなりますか。

政策企画課長 すみません、下水道につきましても整備は進めていくと。その産業用地の中から水というのは当然排水が出ますので、そこの部分については下水道を整備していくというような考えでございます。

遠藤議員 これは公共下水道という意味ですか。

政策企画課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

遠藤議員 ちょっと図面を見ないと分かりませんが、あのエリアはこれ公共下水道で耐え得る立地になりますか。

政策企画課長 平坦であるということですか。

(「流末」と呼ぶ声あり)

政策企画課長 流末につきましては、適当な場所を充てまして、そちらに下水道を引いて、流入させるというふうなことを想定してございます。

遠藤議員 工業用水は使えないですね。だから、あそこは何だろうそういう適切な流末はあり

ますか。

政策企画課長 想定を検討はしてはしておりますけれども、まだ具体的なところはまだ何も決まっていなくていいところもありますので、今お答えできる部分はちょっと少ないんですけども、下水道を通していくということは想定はしてございます。

遠藤議員 分かりました。

議長 ほかに。

花島議員 幾つか質問あるんですが、1つは、那珂市内には県の工業団地があって、まだそこに空き地がありますよね。なぜそれは長年売れないのか。それから、計画したときにどういう算段で計画して、それで今回の考えている那珂IC周辺の開発についての調査状況とどう違うのか、そこをお聞かせいただきたい。

何でかという、例えば立地に前向きな企業が幾つかあったとしても、行くという確約ではないですよ。それから、それぞれの企業には幾つかの候補があって、そのうちの1つにこの場所も考えてもいいという程度の話だと思うんですよ。そういう算段がちょっと外れたら計画を進めても埋まらないというか、立地者が十分来ない可能性があるの、その辺のことをお聞きしたいんです。

政策企画課長 まず、那珂西部工業団地の現状ということでございますけれども、先日、県議会のほうでも一般質問があったところでありますが、その中でも今現時点で県の立地整備課から聞いている情報としましても、これまで以上に興味関心を高めている企業からの引き合いがあるということで聞いておまして、そちらを取り逃すことのないように進めていきたいということで聞いてございます。

那珂西部工業団地につきましては、高度産業技術集積区域という位置づけになっておまして、一般の製造業というよりはどちらかというと高度技術を集めた企業を那珂西部工業団地に持ってくるという県のスタンスといたしますか、そういったところもありまして、これまでも引き合いはありましたが、なかなか実現がかなわなかったという部分はあるのかなというふうに思っております。

あわせて、土地の単価、今現在、平米当たり1万3,000円という単価になっておりますけれども、以前は2万円を超える単価でございました。そのあたりもなかなか売れ残っている要因の一つかなと思いますが、ただ現状で申し上げますと、だんだん南のほうから企業圧力が上がってきているということもありまして、なおかつ先ほどの興味関心を持っていたらいい企業があるということもございまして、そこは期待していきたいというふうに考えてございます。

それとあわせて那珂インターチェンジの我々が今進めようとしている産業用地につきましては、当然、那珂西部工業団地との親和性というのも大事にしながら、那珂インターチェンジ周辺での地域の活性化やにぎわいづくり、そういった部分で検討をしていこうというものでございます。

花島議員 私の聞きたいことの答えにはなっていないくて、何聞きたかったかというのと、要するに県が工業団地を計画したのはとんでもない昔ですよ。そのときの計画がなぜ狂っちゃったのか。県だって事前調査したと思うんですよ。あまりろくに調査しなくて、例えばその当時の世の中の景気動向か何かを見て、安易な計画をしたとか、あるいは事前調査が甘かったからなのか、あるいは調査でいい結果が出ていたけれども、その先の見込みが悪かったのは、調査がやっぱり甘かったからだとか、そういう評価を聞きたいんです。

それは何でかというのと、そういう調査をすると意外と、何ていうかな、前向きな答えが簡単に出ちゃうんですよ。それにうっかり乗ると後で大変なことになったという例が結構あるんだと思うんです。逆にすごくうまくいった例もありますよね。ですから、その部分を、何ていうかな、シビアに見ておくために県の工業団地で事前の評価なりがどうで、それで結果としてどうなったかというのを知りたかったんです。それに比べて我々はどういう調査をして、どういうふうに進めるかというふうにつなげてほしいから、さっきの話もしたんです。ちょっと今は難しいですか、答えるのが。今答えられなかったら、後で結構です。

別の質問をします。

農地転用の見込みのことはほかの方が質問したので、民間の資金とかを活用ということなんですが、もう少し具体的にどんなふうにするんでしょうか。つまり、我々が計画して、農地転用ならそういうことは一生懸命我々やりますけれども、資金を出したり具体的な進出企業を集めたりするのは、民間の何かデベロッパーみたいなのがやるのか、あるいはそこへ立地したい企業の努力でいろんなことをやってもらうということなのか、少なくとも民間といっても2つありますよね。そういう部分が計画なんですか。

政策企画課長 まず、民間の進出という部分でどこまで費用をかけるのかというところなんですけれども、民間の進出に当たって造成というのが多分必要になってきますので、その造成という部分は民間の資力でお願いしたいというところになっています。一般の開発行為と同じというふうな捉え方になろうかと思います。

その企業を集めてくるという部分については、県のプロジェクトに乗るとすれば、県のほうとも協力をいただけて、企業を集める部分について一緒になって、市と連携して一緒になって進めていけるというところのメリットがあります。県のプロジェクトの部分もそうなんですけれども、企業が進出するに当たってのその税制優遇のメリットというのもございます。設備投資であったりとか、あとは税制、国税であったり市税の優遇制度、そういったものもあります。あとは、特別な融資制度というものもそのプロジェクトに乗ると、企業として受けられるというメリットがあると。そういったことの優位性を我々もご紹介しながら企業誘致を図っていくというような内容になると思います。

花島議員 そうすると計画を進めて、例えば民間の業者が造成をしたけれども、結局来ること

がなかった場合、市の負担としては造成費用とかその他もろもろの費用は特にマイナスにはならないということですか。

政策企画課長 企業は、その土地を取得する費用という部分もあろうかと思います。市の役割としては、そのエリアをきちんと運営してもらえるようにインフラの整備というのは整える必要があるというふうに思っております。例えば、エリアの中でも道路とかございませんで、そういった道路も本来であれば、企業のほうで造成していただいて、開発の一部としてやっていただくというのが通例なんですけれども、それを待っているだけではなかなか難しい部分もあろうかと思っておりますので、どこまで市のほうでインフラを整備すれば企業の貼り付けが見込めるのかという部分も企業といろいろ相談をしながらにはなると思いますけれども、そういうところも想定して進めていくというものになります。

花島議員 はい、分かりました。

議長 ほかに。

寺門厚議員 ちょっと幾つかお聞きしたいと思います。

このスケジュールから見ますと大分急いで7月上旬には地権者へ説明していきますよ、同意の確認をしていきますよという話にはなっているんですけども、これ、今回はサウンディング調査の結果で、各企業が、いい土地あるんだね、だったら出してもいいよというような話だと思いますし、これ本当にその企業が実際に、じゃ、買うんだったら工場内で支店なり造るよという意思表示をされたことはまだないわけですよ。まだ、それは確認をしていない、これからですよ。まずはその点なんですけれども。

政策企画課長 今回のサウンディング調査の中で、今終わっているのはアンケート調査ということになっております。そのアンケート調査の中でいいご回答をいただいたところに、今後サウンディング調査、聞き取り調査を行いまして、どういった条件であれば出てくれるのかというような部分について精査をして、よく聞き取って、企業の進出を図っていきたいというふうに考えています。

寺門厚議員 そうだと思います。これから意識調査を、確認をしていくということなんですけれども、これあらかじめその用地造成があって、なおかつ県の未来産業基盤強化プロジェクト、これに参加して、承認もらって進めていくよと。そうすれば、用地造成についても一連できちゃうよねという話だろうと思うんですよ。そうすると未来産業基盤強化プロジェクト、これについては、たしかもう期限が今年みたいなこともちらっと読んだりしたんですが、それで間に合うのかどうか。

政策企画課長 未来産業基盤強化プロジェクトにつきましては、この元となっている法律が地域未来投資促進法という法律がございまして、それに基づいております。その基本計画というものを茨城県のほうで作成しております。今現在、その期限が切れている状態ではあるんですけども、今年度見直しを図るという予定になっております。

那珂市がその基本計画に入っている部分としましては、茨城県と茨城県全域の市町村、それともう一つが茨城県と県北地区で構成している基本計画、その2つの計画がこの3月までございました。それが来年度以降、また継続される見込みとなっておりますけれども、その中にまず那珂市として入りまして、その中で開発可能性があるエリアを重点促進区域という言い方をするんですが、そこに取り込んでいただくということをまずは狙っていきたいということで考えてございます。

寺門厚議員 そこに必ず入れるという保証はあるんですか。

政策企画課長 その部分については、県の各担当部署のほうとの十分な協議が必要となっておりますので、そこをしっかりとできるように企業を見つけて、あと市の先ほどの土地利用調整計画、そういった部分もきちんと把握しながら進めていきたいというふうに思います。

寺門厚議員 分かりました。今日は県議の方も傍聴に来ているようですので、しっかりと進めていただきたいというふうに思いますけれども。

それから、地権者へのその説明なんですけれども、これ100名の方が地権者でおられますんで、7月15日、承諾を得ていくということに予定をされていますけれども、かなり厳しい、長期化になるのかなという気はするんですね。というのは、私も地元なので、要はインターチェンジ周辺の開発、活性化、元気なまちづくりをしていくんですよということには、そこら辺の理解がまだ十分でないというのと、道の駅だけが一人歩きしています。これについても賛否両論ありますけれども、いずれにしても令和9年頃にできるんだよねという話はよく聞かれますけれども、いや、そうじゃない、今計画の段階ですよという話はしています。インターチェンジ周辺を元気にするんだよという話で開発は進めていますと、道の駅単独では終わりではないという話と、国道118号の4車線化もあります。これもう計画道路図ができてきたようです。地権者にも説明があったようですけれども。それと、県の植物園、それから県民の森のリニューアルというこの4つ、それからバードラインの4車線化、5つぐらいプロジェクトといいますか、大型の事業が今後想定されています。それぞれみんなばらばらなんです、市のほうの話の流れとして。道の駅は道の駅、今度の産業団地、これからの話になりますけれども、これについても今からお話しして、また別の話で、いや、違うところにこんな造りますという話だけで終わってしまうと、全体の那珂市としてインターチェンジ周辺を元気にするんだよという話をきちっと説明する必要があると思うんですね。

今までもこのサウンディング調査も最初やってくれという話が今になっちゃっていますんでね。だからその辺をきちんと順序だててお話をしていかないと、地元のその地権者の方は、じゃ、産業団地だけなんかという話にもなりますし、市としてはどういうふうな活性化を描いていて、こういうふうにしていくんですよ、この産業団地はこうなんですと、道の駅はこうなんです、それぞれ単体じゃないですよ。そのところをきち

んと言っていたきたいんですね。しかも今月、自治会やいろんな団体のほう、関係のほう連絡されると思いますけれども、あまり日にちがないですよ。今までの市の本部の考え方というのがきちんと整理されているのか、どういうふうに話をしているのか。これ話の内容を1人でも話し方が違うことを言っちゃうと、もうご破算になりますんで、その辺はきちんと市として統一見解を持って話ができるのかどうか、その辺はいかがですか。

政策企画課長 まず、その全体的な部分ということで申し上げますと、昨年度、作成をいたしました総合計画の後期基本計画、その中の土地利用計画といったところに記載をさせていただきましたが、道の駅の整備を契機としてというくだりにはなるんですけども、前段として植物園のリニューアルを契機に、国道118号の4車線を契機にということで道の駅の整備、そういったことも起爆剤としまして長期的な視点に基づいた土地利用の在り方、民間活力の活用などを検討して、段階的に整備していくことを目指していくというような位置づけで、総合計画の中で整理しているというところでございます。その中の一つとしての今回、産業用地の開発の検討というところで今ご説明をしているところでございますけれども、当然、議員おっしゃるとおり、地権者のご理解がなければ物事は進んでいかないと思っております。

なので、きちんと中身を整理しまして、丁寧にご説明をしまして、いきなり土地開発の話をするというよりは、今後土地はどういうふうな扱い方を考えていますかとか、そういった入り口の部分を大事にしながら地権者交渉のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

寺門厚議員 分かりました。

議長 ほかに。

富山議員 すみません、ちょっと伺います。この候補地、おおむね20ヘクタールということですが、これ何社ぐらいイメージしながら想定したのかというのは分かりますか。

政策企画課長 この青丸の中、全てでいきますと20ヘクタールは取れるんですけども、20ヘクタールから大体30ヘクタール取れるようなエリアとなっております。那珂西部工業団地を一つの例として捉えますと、那珂西部1区画、大体、今残っているところもそうなんですけれども5ヘクタールぐらいということになります。道路とか入るかと思しますので、全ての面積が使えるというわけではないかもしれませんが、おおむね5社ないし6社ぐらいにはなるのかなというふうに考えてございます。

富山議員 この雑木林があって、やっぱり土地単価とかいろいろなことを考えて大きな面積が取れるとかという考えで、ここを候補地としたわけなんですけど、これ道の駅との一体感とかを考えると、常総市みたいな例があります。やっぱり道の駅に併設する形であるように造る例もあります。その辺についてはどのようにお考えですか。やっぱり土地の

問題のほうが。

政策企画課長 道の駅との関係性ということでございますけれども、まずバードラインでひとつ区切られているということもありますので、産業用地としての活用で道の駅に影響が出ないように、その交流が図れるという部分はあると思うんですけれども、どちらかという工場みたいなものと道の駅という部分についての親和性というのがなかなか難しい部分があるかと思っておりますので、人の交流であったりとかという部分は十分に検討していければというふうに考えております。

富山議員 最後なんですけど、結局この土地を利用するに当たっても私もいろいろ経験があるんですけれども、地権者の意向というのが多分一番大事な部分になってくると思うんですが、もしの話はないのかもしれないですけども、この場所が仮に駄目になったとしても様々な用地まだありますよね、考えられる場所。そういうのまで含めて今後検討はしていくのか、最後に伺います。

政策企画課長 産業用地としての開発、今回は大きく一団の土地ということで進めてまいりたいというふうにご説明してまいりましたが、ここの場所じゃなくてというところにつきましてもその可能性は捨てずに、次のステージということでその場合には検討していきたいというふうに思います。

議長 ほかに。

寺門勲議員 今回の産業用地の開発の企業が進出したいという意向が数社からございまして、この件、大変貴重な私はチャンスだと思っております。そういった中でも私はぜひスピード感を持って、ぜひ対応していただきたいと思っております。

また、先日、茨城県議会の傍聴をさせていただくことがございまして、その中で県のほうは那珂市と共にコミュニケーションを取って情報を共有して、いろんな道の駅、また植物園に関してもお互い情報交換して前向きに対応していきたいという答弁がございましたので、那珂市としましてもぜひスピード感を持って、この件に関して進めていただきたいと思っておりますが、その件に関していかがでしょうか。

政策企画課長 ありがとうございます。スピード感の部分につきましては、これから始めます地権者との交渉の部分からにはなると思いますが、そこも丁寧に説明をした上で、できる限り早い段階で同意をいただける、そういったことで進めていきたいというふうに思います。地権者の同意がいただけた場合には、その部分について県との連携を図るという意味でも要望などもしていったら、一緒に県と連携を図りながら進めていければというふうに思います。

寺門勲議員 ぜひ前向きに県と共に対応していただきたいと思っております。

以上です。

花島議員 最後にもう1つ質問したいのが、質問というか要望ですけども、今地権者が100人近くということで、それは多分20ヘクタールか30ヘクタールの中で100人ということだ

と思うんですね。大事なのは、その中の分布がどうなっているかだと思うんです。那珂市内でも1か所ほんの狭いところに何十人という地権者がいた例がありまして、そうなるとういうことだとその土地というのはなかなか難しいですよ。

一方、仮に30ヘクタールでも何人かの地権者がオーケーだったら、何ヘクタール確保できるという、そういう、何ていうんですかね、いろんなケースがあると思うんで、それにも十分考えた上に計画を進める、言わなくてもやっていると思うんですけども、よろしく願いしたいと思います。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後1時48分）

再開（午後1時49分）

議長 再開します。

続きまして、複合型交流拠点施設「道の駅」整備における管理運営体制の構築に向けた参画企業の選定について執行部より説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の岡本でございます。ほか商工観光課職員2名、引き続き、政策企画課が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、着座にてご説明いたします。

本日の案件は、複合型交流拠点施設「道の駅」整備における管理運営体制の構築に向けた参画企業の選定方針を定めましたので、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

それでは、全員協議会資料1ページをご覧ください。

1、これまでの経緯でございますが、(1)につきましては、令和4年10月に基本構想を策定したことについて、(2)につきましては、令和5年3月に基本計画を策定したことについて記載しております。

続きまして、(2)の下の矢印につきましては、基本計画において整備手法と管理運営体制について定めた方針について抜粋しております。1つ目の黒ポチは整備手法について、公設民営で設計段階から運営者が関与するE O I方式で整備すること、2つ目の黒ポチは、管理運営主体について行政と民間企業等と共同出資による第三セクター方式で指定管理することを方針としております。その方針に基づきまして、今回、第三セクター設立準備委員会への参画企業の選定方針を定めるものとなります。

続きまして、2、管理運営体制の構築、第三セクターに向けた参画企業の選定方針でございます。

基本計画では、管理運営主体の方針として民間のノウハウを活用するため、幅広い民間

企業等の参画が望まれる一方で、単に利益の追求を目指すだけでなく、地域の独自性を打ち出し、市の魅力を幅広くPRするとともに、公益性を確保することを方針としております。

その方針に基づきまして、参画企業の選定ポイントを6つ挙げさせていただいております。

1つ目の(1)では、施設設計に民間ノウハウを取り入れるために、早期の参画企業の選定及び体制の構築が必要なこと。2つ目の(2)では、参画企業の募集を公募で実施した場合に、市外からも参入が想定されるため、地元企業による一体感が損なわれる懸念があること。

続いて、2ページをご覧ください。

3つ目の(3)では、一定の公共性を確保するため、地域経済への波及効果や地元への還元志向が期待できる地元企業の参画が望ましいこと。4つ目の(4)では、オリジナル商品を地域の事業者や運営主体が企画開発することを想定しているため、既に地域の事業者との連携基盤を持つ地元企業の参画が望ましいこと。5つ目の(5)では、道の駅では健全な自主運営が求められるため、既に収益事業を展開している企業の参画が望ましいこと。6つ目の(6)では、参画企業自体が道の駅の安定した運営に耐え得る規模の資本が調達確保できる企業であること。

以上、6つの選定ポイントを考慮しながら、県内道の駅の事例を参考とし、道の駅事業への参画が望まれる地元企業や事業者の意向等を踏まえ非公募式、いわゆる一本釣りにより参画企業の選定を行い、第三セクター設立準備委員会を踏まえて第三セクター設立に向けて検討してまいります。

また、参考資料といたしまして、3ページに県内道の駅における第三セクターの出資構成がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、中央にごございます図につきましては、第三セクターのイメージ図となっております。

続きまして、3、今後のスケジュールでございますが、本日の全員協議会の後に企業等へ第三セクター設立準備委員会への参画意向を調査し、その結果を8月開催予定の道の駅整備検討委員会で協議いたします。その協議の結果を踏まえ、第三セクター設立準備委員会への参画企業(案)を庁議へ付議し、9月の全員協議会で議員の皆様にご報告いたします。その後、第三セクター設立準備委員会を設置し、基本設計に向けた検討を始めたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 第三セクターということで、これは市のほうの出資比率というのはどのくらい予定

しているのかな。

商工観光課長 出資比率につきましては、株主総会等の普通決議や特別決議といったところを単独成立できるような出資比率というものを考えていかなければならないと思っておりますが、今後の第三セクターの設立準備委員会のほうで構成員の方たちと出資割合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

笹島議員 これ参考例として県内の道の駅の第三セクター云々と、これ大体多分調査研究していると思うんですけれども、潮来市、常陸大宮市、常陸太田市、筑西市、笠間市、これJAとそれから市側ですね、大体それがほとんど占めているのかどうか、やっぱりある程度利害関係があるところでやっていかないと、ただ単にお金だけ出してきて、口だけ出してもらっちゃ困っちゃうんですよね。それ一番大事なところだと思うんですけれども、ここね、どう考えているのかな。

商工観光課長 3ページのほうに参考資料としまして、県内道の駅における第三セクターの出資構成というものをつけさせていただいております。議員おっしゃるとおり、構成員のメンバーとしましては、ほとんどが市、JA、商工会、または地元の金融機関となっているところでございます。先ほどもお話ししましたけれども、これから道の駅でどういったことをやっていこうとか、そういった定款に定める部分ということがあるかと思っておりますけれども、そういった部分については、やはり議決権が市のほうで取れる部分の出資割合というものを考えていながら検討委員会の中で決めていきたいと考えております。

以上でございます。

笹島議員 そういういい面もあるかもしれないけれども、逆に悪い面もあるんだよね。あまり比率多くしちゃくと、赤字が出たときに責任負わなきゃいけないんですね。結局血税、税金で補填しなくちゃいけないでしょう。そういうことをどういうふうに考えていますか。あまり考えていないかな。

商工観光課長 近隣市町村の道の駅でいいますと、常陸大宮市の資本金は9,000万円、常陸太田市は6,000万円ということになっております。最近、ちょっと決算というものが近隣市町村からも頂けていない状況なんですけれども、令和3年度までは決算のほうを頂けておまして、その資本金を崩してまではまだ現在やっていないという状況でございますので、那珂市としましても、そういった状況にならないように今後の運営のほうをちゃんと考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

笹島議員 今回はこれはくっついているかどうか、ひもつきになっているかどうか分かんないですけれども、今度は指定管理者制度というのを導入しなきゃいけないよね、ですよ。そうすると、それがどちらでその手数料を払っていくかということ、自治体側か、ごめんなさい、いいのか、自治体側で払うのね、手数料をね。そこまで考えていました、指

定管理者制度のほうまでは。ごめんなさい、そこまで考えていますか。

商工観光課長 基本計画の中で収支シミュレーションのほうを出させていただいているかと思っています。そのときにはやはり指定管理料はないという形でシミュレーションのほうをしております。ですので、全く考えていないわけではなく、現在、指定管理料というものは想定していないという状況となっております。

以上でございます。

笹島議員 はい、分かりました。

議長 ほかに。

花島議員 まず、県内のほかの道の駅の出資構成と書いてあるんですけども、これ残念なのは全然パーセントが書いていないですよ。これないんですか、データが。

商工観光課長 はい、データとしてはございます。ただ、表には出していただきたくないということではいただいているものですので、執行部側では持っております。

出資割合、ちなみにですけども、道の駅、どこの道の駅というわけではなくて、大体市のほうの出資割合としましては、50%以上から78%までの出資割合を持っている市町村がほとんどでございます。

花島議員 私、那珂市も北のほうなんで常陸太田市の道の駅に近いんですけども、常陸太田市の同僚議員に聞いても、よく分からないと、赤字か黒字なのか。地元議員さえ分からないような感じなんで、私はそれはちょっとよくないと思っているんですよ。正直、私、100%黒字でなきゃいけないとは思っていません。若干の赤字があってもいいと思うんですけども、ただ莫大な赤字では困るんでね、その辺はオープンにしつつ、なおかつ適度な採算性を維持するように計画をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ意見なんですけど、基本的に募集、どの企業に声をかけるかというのは、非公募方式というのはある程度賛成なんですけれども、目をつけたと言うと変な言い方ですよ。ここに来てもらいたいというところに声をかけるということだと思えますね。それはいいんですが、ある程度公募枠を設けたほうがいいんじゃないかなと思います。ぜひそれも検討していただきたいと思います。全部を公募にする必要はないし、むしろそうしないほうが、何ていうかな、市の立案上、こんな道の駅にしたいというのを出せると思いますので、非公募方式を取り入れることは反対はしません。

以上です。

商工観光課長 ありがとうございます。

先ほどの常陸太田市の議員がご存じないというお話なんですけれども、実際に市のほうで51%以上の出資割合を持った場合には、議会の報告義務がございますので、資料は議員の方には行っているのかなとは思っております。

続いて、先ほどの公募の件なんですけれども、公募につきまして、やはり県内の道の駅の構成員を見ていきますと、やはり先ほどもお話ししたように商工会や地域の金融機関

というところは必須になってくるのかなとは思っております。まずは、必須となってくる構成員の方たちとお話をしていきながら、そういった公募についても検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

花島議員 常陸太田市の市議会議員が分からないと言っているのは、資料が全然ないわけじゃないんですよ。要は、何ていうかな、いろんな会計があるじゃないですか。出資したりとか、そういうのをいろんなことで素人が分からんということなんですよ。それで、分かるようにお願いしたいということです。

以上です。

議長 ほかに。

遠藤議員 まず、この三セクですが、これ三セクで、もう決定なんですか。

商工観光課長 基本計画の中で管理運営につきましては、第三セクターでやっていきますというふうにご報告しているところでございます。

遠藤議員 じゃ、これは三セクで決定、決定なんですね。なるほど。

ちなみにですが、県内ほかの道の駅、三セク以外のやり方ではというところ、どういうふうに行っているか、調査はどんな感じですか。

商工観光課長 県内道の駅、複合型交流拠点道の駅と言われているところは11か所、11駅ございます。その中で第三セクターに指定管理しているところが8駅で、民間に、丸々民間のほうに委託しているところが3駅ございます。最近オープンしました常総市の道の駅につきましては、民間委託になっております。

以上でございます。

遠藤議員 私もその中で恐らくその3のうち、地域商社を立ち上げてやっているところの話を聞いたことがあるんですよ。お分かりだと思いますが、伸びているんですね、そういったところというのは。一応話としては三セクは多いは多い、固いやり方ではありますけれども、そもそもやっぱりいろんなところで出資をしてもらってやるので、固いのは固いやり方ではありますけれども、何ていうんだらうな、どこまで民間として本気になってやるのか、そこらがやっぱりこの三セクというのがそこが弱いところだよなというふうなご指摘がありまして、いわゆる役所的だという話なんですよ、平たく言うと。だから、それは三セクの固いところではあり、なおかつちょっと弱いところかなという話もあります。

なんで、やっぱりこれ当然地域の魅力発信、PRは、当然道の駅大事であるし、休憩施設であるしということではありますが、やっぱりこれもうからなければいけない施設ですよ、どう見ても。どう見てももうからなければいけないので、どうやってもうけるか、いわゆるこの利益が出なければやっぱり厳しいと思いますから、どれだけ本気な体制が組めるかというのがすごく大事だと思うんですよ。どれだけ本気で利益を出せるか。利益を出せなければ、当然その負担が市民にということ、もう当然ご承知のとおりであ

りますから、どう利益を出していく体制をつくるかが、この三セクかどうするかということだったんですよ。

三セクはもう決定ということであれば、じゃ、それはそれでどうやって、どうやって利益を出すか、どうやってマイナスを出さないようにするかを真剣に考えてもらわないといけないんですよ、本当に。いろんなやり方があると思いますが、三セクで決まった以上は、三セクでとにかく利益を出す。恐らく私の20年前の記憶では、その三セクでやろうとして最後どこに責任をみたいな話で、どうやらちょっと最後まで行かなかった覚えがあります。そういう過去の例もあると思いますから、三セクで決まったんであればいかに利益を出すかを徹底して、本気になって考えていただかないと、この道の駅としては当然、後追いの道の駅になりますから大変です。どこの道の駅の駅長とも話をしても、利益を出しているところであっても大変です。苦労していますよ。苦労している。苦労していても上げているということですから、決して簡単ではないということは重ねて申し上げますので、それを三セクでやるのであればどうやってそこで利益を上げるか、そのところをしっかりと考えていただきたいと思うんですけれども、見解を伺います。

商工観光課長 ありがとうございます。

まず、那珂市が目指しております第三セクターなんですけれども、参考事例としまして3ページにつけさせていただきました資料のほうなんですけれども、そちらに入っている構成員の方というものが、ほとんど公的な機関になっているのかなと思います。議員がおっしゃるとおり、そういった役所的なサービスになってしまったりとか、そういったところというのは懸念されるところでございます。

その中で、基本計画の中で那珂市としましては、第三セクターに今回ご説明しております資料の中でも6つのポイントの中でも5つ目の(5)なんですけれども、既に収益事業を展開している企業の参画が望ましいことということで、実際にそういった収益事業をやっている方にもお声かけをして、第三セクターの構成員になっていただいて、そういった方たちのノウハウを取り入れていながら、基本設計のほうに反映していきたいという考えで基本計画のほうで示しているところでございますので、今回あくまでもまずはお声かけしていくのは、必須となってくるであろう商工会や金融機関やJAにまずお声かけをして、本当に今現在、まずは市内の事業者の中で収益事業を行っているところに、その構成員の中で考えて、次、さらに金融機関等を抜いた民間にお声かけをしていくというような段取りをしていきますので、ちょっとほかの第三セクターとは違って、また民間のノウハウというものを入れやすいような第三セクターになってくるのかなとは思っております。

以上でございます。

遠藤議員 ぜひ進めるには頑張って進めていただく必要があると思いますが、というのは先ほどの、ちょうど先ほどの政策企画課もいらっしゃるから申し上げますが、さっきはサウ

ンディング調査と一緒に考えると、あれだって1,000社、いろんな多種多様な企業に那珂市のここでやるならどうですかと聞いたわけですよ。ニーズ、意向調査をしたわけですよ。14社は流通、あと工場として魅力を感じると言ってくれたわけですよ。商業は1社なんですよ。だから、そこら辺のところはこれが周りから見た現実なんですよ。それだけの、まずこれが現実であって、ただ、それをそうであってもやっぱり利益を出さなきゃいけないんですよ。やるんだったらしっかり考えていただかなきゃいけないというふうに思うんですよ。だから、言っているんですね。

みんなでまとまって三セク、それはそれで結構ではありますが、しっかりやっていただきたいということでありまして、周りから見た企業の意向はそういうことなんですから、決して甘くはないんだらうと、私はさっきのサウンディング調査はそういう分析をしています。それに関してはどうですか。

商工観光課長 昨年度実施しております基本構想、基本計画の中で実際にサウンディング調査というものは実施しております。まず、実際に道の駅を運営している事業者であったり、すみません、まずはPFIの検討をしておりましたので、PFIで企業体となってくる建設業者、維持管理のほうをやっている業者、あとは実際に運営をしている、道の駅を運営している業者などにサウンディング調査等は行っております。その中でやはり30事業者にサウンディング調査を行っておりまして、実際に運営されている業者からは、那珂市の那珂インターチェンジでの道の駅というものの運営に関しては、大変好評はいただいていたところですよ。

ただ、やはりそれを検討していく中で、まずはPFIを実現するためには、特別目的会社を設立しなければならないと、そういったところがやはり運営会社としてはネックとなってくると、メリットがなかなかないんですということで、PFIというものはなかなか難しいですという運営事業者のご回答でした。

ただ、その中でも指定管理として民間事業者が那珂市でできた道の駅を運営することはどうですかということでサウンディングを行っておりますけれども、そちらにつきましては皆さん、大変いいご回答はいただいていたんですけれども、やはりなかなかその基本計画を策定していく中で、民間委託に全てしてしまった場合に、今度は採算性だけを追求してしまって、地元の野菜を使ったりであったりとか、地元の商品を並べたりとか、そういったものが乏しくなってくるという話もございまして、それであればやはり第三セクターにして、ただ、その中でも民間のノウハウというものを取り入れていかなければ、今後やっていく道の駅というものはうまくいかないだろうということで、第三セクターの構成員というものを実際に事業を今展開している民間にも入っていただいた那珂市としてはそういった第三セクターを設立していきましようということで基本計画の中でまとめたところがございます。

これはいい、悪いではないかと思うんですけれども、実際に常総市の道の駅にオープン

ングに招待されたので行ってきたんですけれども、あそこのコンセプトは芋だったんですね。芋のシンボルが置いてあって、何で常総市で芋なのかなというものがまず疑問に、私どものほうでは思ったところでございます。実際に中に入ってみたところ、干し芋が並んでいたりとかということはあるんですけれども、その生産場所を見ると、ひたちなか市であったり、那珂市のものも並んでいましたし、やはり民間、利益追求していこうと思うと、既にある加工物で売れているものを並べていきましょうというふうになってくるのかなと思います。

ですからそういったことのないように、那珂市としては、やはり地元でまずは構成員を考えて、那珂市の地域活性化というものに寄与できるような第三セクターによる道の駅を目指していこうと考えているところでございます。よろしくお願ひします。

遠藤議員 これ最後になります。分かりました。ここまで質疑すれば、そういう三セクの意味合いが分かってきたので、それは一つよかったなと思います。

私も常総市に行ったときには、とにかくゴールデンウィークだったんで、めちゃめちゃ混みました。入れない、車1時間、止めるまで1時間かかった。それから、施設に入るのに1時間かかりました。めちゃめちゃ混んでましたね。芋でしたからね。本当に芋。

あと、下妻市に行ったら納豆ですよ、だーんとね。何でここなのかなと、やっぱりそれぞれの、あれはでも地元で作っていたというのもありますけれども、芋、どこに行っても評判いいです。干し芋のこの産地であるここで道の駅はないもんね。なるほどなとも思ったりしましたが、やっぱりみんな苦勞はされながら、工夫はしながらやっている。その結果、ほかからも仕入れざるを得ないとか、そういうふうなところもきっとあるんだと思うんですよ。そんな地場産業をいかに発展させるか、いかに作るか、今、乏しいなら、いかに作るか、増やすか、育てるかということがどうなんだという話だとも思っています。

いずれにしても、決して簡単ではない。簡単ではないと、つくづく何回も申し上げたいと思いますが、それでもやるのであればしっかりやらないと、大変なことですよというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

福田議員 この複合施設の、何ていうのかな、主力というのは何なんですか。例えば、市の魅力を発信する、あるいは防災拠点、いろいろあると思うんですよ。それが複合施設。その主力になるものは何なんですか。

商工観光課長 まず、基本構想、基本計画を昨年度策定させていただきまして、その中でやはり那珂市としては子育てに力を入れていきたいと思いますというところで、道の駅の機能の中に子育てができる機能を取り組んでいきたいと思いますというところで道の駅のほうはそういう方針でいるところでございます。

以上でございます。

福田議員 ちょっと何かあまり見えてこないね。それは非常に我々は疑問に思っているんだよ。

これは資料を見ても、あまりこの利益を追求するだけじゃないんだよと。分かりますよ、それは。それは分かるんだけど、幾つかの複合的な施設でその中で重点的な主力というのは何なんだと、これを聞きたいんですよ。利益だけということは、これうたわれていますけれども、やっぱり道の駅という売上げというのが一番大事じゃないかな。その辺だと思うんですけども、もう既にもうこれ、これからいろいろ計画をしてやっていこうという中で、利益だけの追求だけということはまだまだ早いかな、これ打ち出すのが。もう何か危機感を感じているようにも取れる。1つの、何ていうのかな、道をつくっているようにも感じられる。ちょっと何か寂しいね、これでは。

答弁は結構です。

議長 ほかに。

笹島議員 先ほどからの第三セクター、今の、それからその前やったの何だっけ、その前やったの、そういうことで話は進んでいると思うんですけども、これあれですか、今言っていた予算ですか、いろんな面で。それもう大体お決まりなさっているんですか。

商工観光課長 基本計画の中で概略の建設費というものは出させていたいただいているところでございます。その中で、現在、考えている施設の規模で算出した場合には26億円ということでご報告しているところでございます。

笹島議員 そうすると、今度埋め立てたり、それから周辺整備とかということで50億円、60億円は超えるという感じでいらっしゃるんですか、そういう。

商工観光課長 26億円というところで示させていただきましたのは、造成費もちろん入っておりますし、下水道の引き込みも入っている金額になっております。

以上でございます。

笹島議員 単独整備じゃなく、今度は複合的に整備していくということで、予算も膨らむかどうか分かりませんが、ある程度の予算のリミットというのは持っていかなきゃいけないと思うんですね。

それから、今言っていた利益を上げて、やはり市のために活性化を導くという、いろんな考え方があると思うんですけども、一番の重要しているのは何ですか、それは。

商工観光課長 まず、道の駅を整備する目的というものを令和2年度のときにお示しさせていただいているかと思えますけれども、まずは地域振興になるものということで、まずその中でもさらに基幹産業である農業を振興していきましょう。市の情報発信できる場がなかなかないので、そういった情報発信をしていける場をつくっていきましょうといったことを含めて今回、道の駅をやっていきたいと思いますということで令和2年のときに示させていただいておりますので、そちらが道の駅の目的になってくるのかなとは思っております。

以上でございます。

笹島議員 確たるものということで、第三セクターという先ほどから話しています件なんですけれども、これやっぱり主たるものは道の駅の駅長だと思うんですよね。ごめんなさい、この近隣で言えば常陸大宮市のほうかな、常陸太田市もそうなんですけれども、何回もとっかえひっかえして、結局、最終的には市役所職員がやっているんですよね。その話を聞いたんですけれども、こうやっぱり落ち込んでいくわけですよね、赤字のほうに。ですから、そういうことを考えられていって、最初はいいんですけれども、2年、3年なってくると、常陸大宮市は何とか今、赤字も脱却したみたいなんですけれども、要するに指定管理者制度の中の管理者に払っている、多分ご存じだと、1,000万円か2,000万円払っているあれが赤字になっているという、かろうじて常陸大宮市のほうですね、それは話、直接本人から聞いたことがあるんですね。

常陸太田市も、やはりこれ二、三年前なんですけど、視察に行つて聞いたときには、最終的にはなかなかその人材がないものですから、総務の人とか何かはその駅長でやっているとかということ。

そして、あとほかのところは今度、笠間市のほうかな、笠間市に行つたときには、結局、駅長というのはどこから引っ張ってきたと思つたら、JRの方の笠間の駅長だったか、助役だか、ごめんなさい、キヨスクみたいなことをやっていた人ですね、が来て、いろいろ話したんです。結局、その方、何も分からないんですよね、正直言つて。4月から入つて6月に会つたのかな。それで、今言つてた誰がいろいろお話ししているというのと、やっぱり専門的な知識を、経験を持った人が対応に当たっていると、非常にアンバランスなところがあつて、あれが私がよく考えている失敗の原因かなと思うんですけれども、やはり人材ですよね、何か最終的には。

川場村ですか、あそこも第三セクターでやっているんですけれども、結局代わつたんですよね、駅長が、ですよね。あと、かぎぐるまも駅長が代わつて、売上げを上げるという、いい例があるんですけれども、最終的にそこに来ちゃうような気がするんですけれども、どうでしょうか。

商工観光課長 議員がおっしゃるとおり、駅長というところの手腕というものは大きいものなのかなとは思つております。

この県内で成功しているということは語弊があるかもしれませんが、筑西市であつたり、古河市の道の駅であつたり、やはり駅長とお会いして、話も聞いておりますけれども、やはりセンスがまず違うのかなど。もちろん考え方も違いますし、商品をどうやってうまく新鮮に見せようとか、そういったノウハウというものもやはりそういったところで働いていたから持っているノウハウなのかなとも思いますし、そういったところにつきましてはやはり今後第三セクターのほうで駅長というものを決めていくことになっていくと思いますので、そういったところも考慮しながら駅長の採用というものは考えていきたいと思つております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 駅長のことも関係しているとは思いますが、私が思うのは、大事なのはこの資料で下線を引いたところを了解を得るといふことかなと正直思っているんですね。前から言っているところで、私はもっと具体的なプランを出してくれと言っていて、それができない理由というの、多分こういうところが合意ができていなかったかなと思います。

ですから、多分ここで大方の合意がこれについては得られていると思いますので、ぜひいろいろ具体化を円滑に進めていただく。そうでないと、私、まだ賛成とか言っていないからね。賛成とか反対とかなかなか言えないのがずっと続いてしまうので、できるだけ賛成できるような進め方をさせていただきたいと思います。

以上。

議長 ほかに。

寺門厚議員 私も同じ意見なんですけれども、今回のこの下線部分については第三セクターでいきますよと、設立準備委員会での協議を進めますという話なんですけれども、そもそもそれで行くよと、いいよという話は我々は言っていないですよ。あくまでも方向性とは言いますけれども、9月にあれですよ、第三セクター設立準備委員会への参加企業について報告をするというふうにスケジュールでなっていますよね。

今日のお話、いろいろ議論ができて、大体第三セクターと民間、少し、それぞれのメリットが見えてきたかなという段階ですので、既にもう9月に第三セクターのその固有の企業を紹介するという話はいかがなものかというふうに思うんですよ。

もう少しそれぞれの民間の運営の仕方、第三セクターもそうですけれども、それぞれのメリットもたくさんあると思うんですよ。我々まだ比較ができない、この段階では。なのにもう企業を決めちゃいますという話はいかかということなんですか。設立準備委員会へ諮りますと。それから、設立準備委員会を設置をするというのは、何か矛盾していますよね、話も。

これは設立準備委員会、検討委員会で、5月19日に決めて、第三セクターで行きましょうと、いいよねという話だろうと思うんですけれども、イコール議会が、じゃ、それで行きましょうかという話は、一切まだ我々検討の余地もない段階でそういう決定はできないんで、そういう段階で参画企業を決めて、じゃ、準備委員会に報告しますというのは、それはおかしいでしょう。

だから、もっともっと第三セクターではこういうメリットがありますよ、民間でもこういうメリットがありますよ、県内だけじゃないですよ。民間でもうかっているところは全国でたくさんありますよ。そういうのをきっちり調べてくださいよ。こうなんだよと、だから我々は第三セクターを推すんですという話がないと、いや、そうですかと、勝手

にこれ進めてどうなのというところですよ。回答を求めます。

もう一度、じゃ、そもそもの話で道の駅のそのものについても最終、基本計画（案）で今のところ進みますよという話は了解していますけれども、それで最終的にオーケーしたかという話じゃないでしょう。それについても経営の方式は第三セクターでしようというのをおかしいでしょうという話。

ただ、こういう方針で今調べていますんで、結果もう一度ご報告しますなら分かります。参画企業、これ公式じゃなくて非公募でやるわけでしょう。何社かどうですか、おたく、じゃ、お願いしますよという話をするわけじゃないですか。最終的に外されたらどうなるんですか、その企業。

花島議員 私、言いたかったのは、まず運営方式の細かい、細かいというのは違うな、大枠とは別にどんな道の駅にするかなんですよね。そのために、ただ役所仕事の時にはそういうその計画をつくる枠組みみたいなやつが決まらないとできないという感覚が多分あるかと思ひまして、基本方針としてはこれ、下線で引いている非公募方式も含めてやるんだということは私は要だと思っています。多分那珂市内のこういう企業に協力願いたいという心積もりがあってなんでしようけれども、最初からそういうのをぼんと出しちゃうと、何でなんだみたいな話になるので、そういう非公募方式もやるんだよということはある程度合意を得てから具体的なプランの提示に入るのかなと思ひてきっきのようなことを言ったわけです。

ですから、やっぱり僕にとって一番大事なのはどんな道の駅にするか、どんな店が入ったり、体験ができる施設が入ったりということなんで、それが出る前にいろんな調査だ何だのというのを何度も繰り返しても、やるなということじゃないですよ。何度も繰り返しても賛否が言えないということなんですよね。だから、そういうのと一緒にこういう事業を展開するからいろいろ具体的な店だつて、例えば洋菓子屋を入れるとか、和菓子を入れるとか、お酒の店を入れるとか、それこそ芋を使った製品、乾燥芋も含めてそういうのを展開するんだとか、そういうより具体的な提示があつて、それで運営方式はなおかつこういうふうにしたい、そういう両方を併せて僕はいいと思っています。

第三セクターがどうこうというのは、実は私はどうでもいいというのは言い過ぎですけども、先ほどほかの方の意見があつたように、誰がどういう才覚を持った人が全体のコントロールするかのほうが大事で、第三セクターかどうかというのはそんなに重要じゃないと思ひているんですよ。ただ、そういう方式はうまくいかないときは誰が責任持つとか、何かのときにどういう支配力があるかというのは大事でしょうけれども、それは二の次で、どういう、やっぱりどんなものにするかという、より具体的にもっと早く出してくれると、これ前から言っていることなんですけど、ということなんで、第三セクターに合意じゃないよとおっしゃった方もいらっしゃるんですけど、それを決めてから次じゃなくて、大方こういうふうに検討しますという今中身ですよ。それ具体案を含

めて、具体というのはどんな事業をするかというのを含めて、なおかつ運営方式はこういうふうにしますという形で出てくれば私はいいと思っています。むしろそれを早めにお願ひしたいと思います。

副市長 ありがとうございます。

今、花島議員のほうからもありましたように、今までも各議員の皆様方から具体的なものが出ないとなかなか判断できないということを言っていました。まさにそのとおりだと思っています。

ただ、そうするとある程度責任を持って運営する体制が整わない限り、具体的に何をつくるという話も出てこないというところがございます。我々とする、議員の皆様方の意見を踏まえて早いところ体制を整えようと、あるいはその道の駅駅長の候補者も決めて、その方たちがやりたい、これだったらやれるだろうというものを詰めていく、それを皆さんにお示ししてご判断いただくということを先にやらなくちゃいけないだろうなというふうに考えます。それで、今回このような形で組織体制をつくりますよというのを、その中で議論しますので、それをお示ししますよということで今回お示しさせていただきます。

三セクがいいのか、直営がいいのかというのは、先ほど岡本課長のほうからあったとおりです。私は県のほうにいて、民間委託というのを随分進めてきたんで、民間委託、PFIも検討しろよということで指示したんですけども、結果から言うと、やはりPFI運営事業者がなかなか乗ってこなかったというのは事実です。もし、やるとすれば中の運営は自分たちの自由にやらせてくれと。要するにお店とか、食堂とか、食堂は当然その中に入る民間の直営が一番もうかりますからというふうな条件がどうしてもついてしまう。そうすると、やっぱりそれではないだろうと。もうかるだけではなくて、やっぱり地域振興という観点も踏まえれば、やっぱりそこはちょっと難しい選択だというふうに考えました。

三セクとなると、議員の皆様方が言ったとおり、本当にそれでしっかりできるのというのはやっぱり我々も課題だと思っています。そういう意味で今、花島議員のほうからちょっと話もありましたけれども、やっぱり収益事業を携わって、実際に運営している民間事業者、そういった方のノウハウをきちんと入れて、もうかるものをちゃんとつくっていく必要があるだろうというふうに考えています。それで、ある意味独自ですけれども、民間も含めて、なおかつ駅長候補なる者もできるだけ早く選定して、議論をしていきたいというふうに思っています。

3月のときに、基本方向をお示しさせていただきましたけれども、あくまでも今回も設立準備委員会ということですので、設立準備に至るかどうかは、皆さんのご議論をいただいた中で決まっていくんだらうと思っています。まずは、そういったやろうという意識を持った方々に集まっていただいて、中身を詰めて、その具体的なものを皆さんにお

示していき、駄目だったらそれは最終的には散会になるかもしれませんが、そうならないように責任を持って一生懸命頑張っていきたいと思いますので、ご理解のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま玉川副市長に説明がありました。

これで質疑のほうはどうでしょうか、よろしいでしょうか。

(なし)

議長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。

休憩(午後2時35分)

再開(午後2時47分)

議長 再開します。

続きまして、令和5年度那珂市防災訓練の実施について、執行部より説明願います。

防災課長 防災課課長の石井でございます。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、令和5年度那珂市防災訓練の実施についてをご覧ください。

令和5年度那珂市防災訓練を実施するに当たり、その概要を報告するものとなります。

まず、1番、目的になります。近年、全国的に台風や豪雨による浸水被害や土砂災害被害が発生しており、住民の生命、財産を守るための取組が求められていることから、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に居住する住民を対象に、避難力向上を目的とした避難訓練を実施し、逃げ遅れゼロを目指します。あわせて、市職員等の各種訓練を行い、災害時の体制強化を図ることを目的としております。

2番、実施日時につきましては、7月23日曜日の午前8時から開始し、正午終了予定となっております。

なお、訓練実施に係る態度決定は午前6時に決定いたします。

3、訓練場所につきましては、市災害対策本部設置運営訓練等を行う市役所本庁舎、避難所として開設するなかLuckyFM公園、一時集合場所として利用する戸多地区の各地区公民館となります。

4、訓練対象地域自治会につきましては、台風により那珂川が増水し、氾濫の危険度が高まるということを想定し、訓練を行うことから、那珂川沿岸の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を有する2地区9自治会、戸多地区は中谷原を除く6自治会、五台地区は中台第一、東木倉、西木倉の3自治会の一部地域の該当となります。

続きまして、5番、訓練項目及び内容になります。

(1) 災害対策本部開設運営訓練では、市災害対策本部での情報収集や状況判断、意思

決定、情報伝達等の手順等を確認いたします。

(2) 避難所開設運営訓練では、なかLuckyFM公園を拠点避難所として開設し、避難者の受入れや運営の訓練を行います。

(3) 情報発信訓練では、防災行政無線等により情報の配信を行います。

次ページをご覧ください。

予定といたしましては、8時40分に警戒レベル3の高齢者等避難を、9時に警戒レベル4の避難指示を発令し、配信することとしております。

(4) 住民避難訓練・安否確認訓練では、防災行政無線による高齢者等避難、避難指示を合図に各自治会の方々が一時集合場所へ移動し、バスでなかLuckyFM公園に向かいます。拠点避難所に到着後、応急救護訓練や炊き出し訓練等を行う予定となっております。

なお、水害により避難をする際には、本来、住民各自拠点避難所に向かっていただくこととなりますが、今回は拠点避難所までの移動手段がない住民がおり、自治会から搬送を要請されたという想定で、バスでの移動を行います。また、今回の訓練に参加いただく自治会には、順次説明会を実施し、参加者の調整をお願いしている状況でございます。

(5) 避難行動要支援者安否確認搬送訓練では、避難行動要支援者が訓練に参加いただいた場合、支援プランに基づき避難の手順を確認いたします。

(6) 被害状況確認訓練につきましては、市内インフラ施設等を巡回確認し、その状況を本部事務局に報告する訓練となります。

(7) 県防災ヘリによる搬送訓練では、増水した那珂川中州に要救助者がいるという想定で行います。那珂西リバーサイドパークからなかLuckyFM公園野球場までの搬送となります。

(8) 炊き出し訓練、応急救護訓練では、訓練参加者に自衛隊による非常食等の炊き出し訓練や消防班による応急救護訓練を行います。その他災害時連携協定を締結している事業所の出展や自衛隊、警察の特殊車両の展示等がありますので、見学も併せて行ってもらえればと思っております。

また、こちらの訓練では、なかLuckyFM公園では、訓練参加者以外の方も自由に見学できるものとしております。

続きまして、6、訓練評価につきましては、訓練に参加した住民の方々や関係者へのアンケートにより事後評価を行います。

7番、訓練中止基準になりますが、風水害の発生、または発生が予想されるときは、震度5弱以上の地震が観測された場合は、訓練を中止します。その他、訓練中に事故が起きた場合や訓練中止が適当と判断される事由があった場合は、訓練を中止します。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

寺門勲議員 2点お伺いいたします。

まず1点目でございますが、今回の防災訓練の対象地域でございます。戸多地区、五台地区の9自治会で何名ぐらいの参加者を想定しておりますでしょうか。

防災課長 今回、先ほどのご説明にもさせていただいたんですけれども、今現在、自治会のほうに参加者のほうを募っていただいております。その中でおおむね150から200人の間での参加者になるかなということを見込んでおります。

以上でございます。

寺門勲議員 分かりました。その参加者の中には高齢者の方も多く参加されると思われまので、熱中症など体調管理にも十分注意して実施していただきたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、五台地区の避難所は那珂市防災マップを確認しますと、ふれあいセンターごだいとなっておりますが、五台地区3自治会の参加者は、なかLuckyFMにバスで移動する予定となっておりますでしょうか。

防災課長 五台地区の訓練参加者につきましては、今議員おっしゃったとおり、本来の拠点避難所はふれあいセンターごだいとなります。

ただ、こちらの各自治会の会長方々と相談させていただいた結果、こちらの中にもありますとおり、各自治会の本当にごく一部で、全部で対象世帯といたしましては五台地区で21世帯になりますので、訓練の場所としては、拠点避難所としてのふれあいセンターごだいのほうはちょっと利用しないで、参加者のほうに当方で説明しまして、自分たちの避難する状況の確認作業を行っていただくということとしております。

なお、先ほどのなかLuckyFM公園のほうには、特にバスで移動ということはないんですけれども、もしその参加者の方が見にいきたいということであれば、自由に見学していただきたいと考えております。

以上でございます。

寺門勲議員 分かりました。ぜひ五台地区の皆様にも1人でも多くの方になかLuckyFMに来ていただいて、参加していただきたいと考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

花島議員 今回の訓練場所というのは、基本的には実際、災害が起きたときに集まっていただく場所と考えていいんですか。

防災課長 今回の風水害というか、台風とか出水のことを想定して言いますと、そうしますと先日の大雨のときもそうだったんですが、実際には1日とか数日間の猶予が、猶予というか期間がありますので、その場合にはまず一次避難所ではなく拠点避難所の、今の戸多地区で言えばなかLuckyFM公園、もしくは下江戸方面ですとらぼーるのほうに近いという方がいれらぼーるのほうに移動していただくこととなります。

今回、ちょっと想定のほうにもありましたが、どうしても足がないと、移動する足がないという方がいた場合にどうしようかということで、こちらの想定に入れて、今回は一時的に地区の公民館に集まっていたいて、そこから避難していただくというのをちょっと想定してやってみました。

以上でございます。

議長 ほかに。

遠藤議員 ちょっと先ほど寺門議員からも指摘ありましたが、私もやっぱり一生懸命考えていただいたんでしょうけれども、やっぱりちょっとおかしいと思うんですよ。拠点避難所、五台地区の人はなかLuckyFM公園行かないんですから。やっぱりイベントじゃなくてこういう訓練というのは、実際に起きたときを想定してやっていただきたいんですよ。行政都合とかじゃなくて、だって行政都合というか、行政では拠点避難所はふれあいセンターごだいで決まっているんですから。五台の人はそこに行く決まっていますから、行政で決めているんですから。

だから、これは今回の5年の7月23日の訓練は、こうしますよというのは分からなくはないけれども、できればこれから防災訓練をやるときには、やっぱり実際に災害が起きたときの訓練をしてほしいんですよ。分かりますか、申し上げている意味が。それについてどうですか。

防災課長 議員おっしゃることは重々承知しております。

ただし、誠に申し訳ないんですけれども、やはり訓練ということになりますと、どこかで時間的な短縮であるとか、一連の流れというのを確認する際にどうしても省いてしまったりとか、そのまま実際に起こったことというのを再現するとなかなか難しい場面もございますので、そういったところでどれだけ極力本番に近づけるか、ただ、その中でもできることということで今後もいろいろメニュー考えながらやっていきたいと思っております。ですので、ちょっと今回はこのようなメニューとさせていただきます。

以上でございます。

遠藤議員 今回に関しては了承しますけれども、今後訓練を考えるとときには、ぜひ本番、本番と言ったらおかしいですけども、本当に災害が起きたときに住民の方がどういうふうに関心を持って動かなきゃいけないのか、これやっぱりあまり練習する機会がないんですよ。せっかく行政の方できちんと予算立てをして、段取り組んでもらえるんで、実際にやれる練習をしてほしいんですよ。

この間の2週間前の大雨のときに、NHKでも避難を、避難をと呼びかけていたけれども、いいフレーズがあるなと思って、見たのは、空振りじゃないと、避難は。空振りじゃなくて、素振りだというテロップがあったのね、見た方いるかもしれないけれども。空振りというと、何だ、大したことなかった、そんなにやることないわみたいな、ちょっと失敗みたいなマイナスイメージがあるけれども、空振りというのは。そうじゃなく

て、実際は本当に大変なときのための練習だと、これは想定したよりも大したことがなくてよかったと。実際やってみた、避難してみた、それで練習なんだというふうに素振りだというテロップがNHKであったんですよ。空振りじゃなくて素振りができるように、こういったものを訓練でやってほしいなと思うんですよ。ぜひそういった観点で、ぜひちょっとこれから取組をお願いしたいと。

これは答弁要りません。よろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況について、執行部より説明願います。

防災課長 引き続きよろしくお願いします。

それでは、先に正誤表、気体廃棄物の放出状況についてをご覧ください。

それでは、先にお示ししておりました気体廃棄物の放出状況についての資料中、1ページ分が落丁しておりました。現在、示されている資料の5ページが落丁していたことになり、現在は正しい資料に訂正させていただいております。今回の落丁してしまっていたことは、誠に申し訳ございません。

それでは、全員協議会資料の気体廃棄物の放出状況についてをご覧ください。

これらの資料は、令和4年度第4四半期、令和5年1月から3月における気体廃棄物の放出状況について、茨城県原子力安全協定に基づき11の事業所から報告があったものをまとめたものでございます。

表の見方につきましては、8ページに気体廃棄物の放出状況について解説版を載せてございます。

放出状況でございますが、全ての事業所について放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はなく、適正に管理されておりますことをご報告させていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

休憩（午後3時03分）

再開（午後3時04分）

議長 再開します。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 それでは、私のほうから2点あります。

昨日、ラインワークスで最終日の資料を通知のほうをさせていただいて、サイドブックに掲載しているんですけども、本日、議案番号の訂正がありましたので、委員長報告につきましても議案番号を全て変更させていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目ですけども、8月5日に、議員と語ろう会のほう開催するんですけども、ポスターのほうが出来上がりましたので、皆さんに5枚ずつ配付のほうをさせていただきます。こちら周知のほうをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

次長 続きまして、私のほうから2点ご説明させていただきます。

1点目は、7月の全員協議会の開催の日程でございます。

7月の全員協議会ですが、7月25日火曜日、午前10時より開催する予定でございます。後日、開催通知を差し上げますので、ご予約をくださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目です。ひまわりフェスティバルの横手市議会来訪の対応の件についてご報告をいたします。

ひまわりフェスティバル2023につきましては、6月1日に開催されました実行委員会において、今年度8月26日に、なかLuckyFM公園及びその周辺のヒマワリ畑で開催されることが正式に決定されました。開催決定を受けまして友好交流都市であります秋田県横手市議会にご案内を差し上げましたところ、訪問団9名によりフェスティバル開催前日の8月25日から2日間の予定で来訪したいとのご連絡をいただいております。

昨年度も来訪いただく予定でしたが、横手市におきます新型コロナウイルス感染症の状況によりまして中止になった経緯がございました。来訪となれば、令和元年度以来4年ぶりの来訪となります。

つきましては、来訪の初日でございます8月25日の夜、横手市議会との意見交換会、友好交流会を水戸市内において開催する予定でございます。出席者につきましては、例年、正副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長をお願いをいたしております。ほかに執行部から市長と副市長のご出席をお願いする予定でございます。該当の皆様におかれましては、お忙しい中恐れ入りますがご出席くださいますようお願いいたします。後日、詳細のご案内と出欠の確認の通知を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

なお、那珂市議会としてのブースの出展は、正副議長にご相談申し上げましたところ、今年度も出展しないということといたしましたのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 この件については以上といたします。
以上で全ての議事が終了いたしました。
これにて全員協議会を終了いたします。
長い間ご苦労さまでした。
閉会（午後3時08分）

令和5年8月29日

那珂市議会議長 萩谷 俊行